

小右記訓読稿 第三編 (続)

松原 輝美

古日記輪読会

大原 一輝 高田 英雄
 蓮井 宜昭 松原 一義
 池下美代子 井川 昌文
 北原 峰樹

凡 例

- 一 本訓読のテキストとしては、大日本古記録所収の小右記（東京大学史料編纂所編、岩波書店、平成四年三月、第三刷）を用い、本文に疑問がある場合は、増補史料大成所収本（同刊行会編、臨川書店、昭和四〇年九月）、内閣文庫蔵本を適宜参照した。
- 一 大日本古記録所収の小右記に見える推定部分については、特

- に異論がない限り、その推定に従った。
- 一 漢字はできるだけテキスト通りとしたが、常用漢字については、ほぼ新字体に改め、異体字もほぼ通用字体に改めた。
- 二 「てへり」は、もとの形に改めて、「といへり」と記した。
- 一 また、次の読みに相当する漢字は、読解の便のため、以下のようにほぼ仮名書きに改めた。
 - 惟〓これ 是〓これ 之〓これ 其〓それ 厥〓その 夫〓その
 - 抑〓そもそも 弥〓いよいよ 各〓おのおの 交〓こもご
 - 傾之〓しばらくして 小選〓しばらくして 少選〓しばらくして 少時〓しばらくして 小時〓しばらくして 良久〓やや久しく 且〓しばらく 暫〓しばらく 忽〓にはかに 尚〓なほ 猶〓なほ 太〓はなはだ 一向〓いつかう 聊〓いささ
 - 白地〓あからさまに 奉為〓おほんため 許〓ばかり 嗟呼〓ああ宛〓あたかも
 - 二 小見出しは、「」を付して示した。
 - 一 割り注は、へゝを付して示した。
 - 一 人名の傍注は、（ ）を付して示した。
 - 一 年月等を補う時は、へゝを付して示した。
 - 一 欠損文字あるいは判読不明文字については、大日本古記録所収本に従い、□もしくは□：□（二字以上）のような形で示し

た。日本古語彙編の「小治政」頁なる語彙表に「ついでに、辨

一 判読不明の部分については、原文のまま記しておいた。

一 なおお読解の便のため、重要項目には注記を付し、本文の後に

一括掲示したので、参照されたい。なお、注記は、角田文衛監

修『平安時代史事典』（平成六年五月、角川書店）による場合

は、その出典を明記しなかった。

寛弘二年

四月

「旬。御物忌に依りて南殿の御出無きの事」

一日、戊寅。礼部納言（源俊賢）示送して云ふ、「昨日の作文、

外帥（藤原伊周）の詩毎句感有り、満座涙を拭ふ。牽出物へ馬と

いへり有り」と。伝へ聞く、御物忌に依りて南殿に出でずと

云々。

二日、己卯。前越後守（藤原尚賢）朝臣云ふ、「一昨の左府（藤

原道長）の作文、外帥の詩述懐有り、上下涕泣、主人感歎、牽

出物有り」と。昨和歌一首を以つて左金吾（藤原公任）に贈られ

て云ふ、「谷の戸を閉ぢやはてつる鶯の待つに声せで春も過ぎぬ

る」返し、「往き帰る春をも知らず花さかぬ御山がくれの鶯の

声」と。午の後雨降る。雨を冒し参内す。要日に依りてなり。

河内国司の申文左中弁（藤原説孝）に付す。右金吾（藤原斉信）

礼部納言（俊賢）・勘解（藤原有国）・左右両大丞（藤原忠輔・

藤原行成）参入す。未の二點退出す。

三日、庚辰。擬階の奏将来す。署を加へ返し給ふ。伊予守（高階

明順）朝臣の病悩、示送の事有り。仍つて（清原）為信真人を差

はし両度相訪ふ。

四日、辛巳。藏人式部丞（藤原）隆光宣旨数枚を持ち来る。伊予

守強ひて病痾を相扶け来りて、雑事を陳べ、即ち退く。其の体綿

懨。外帥並びに卿相已下左府に会合し饗射を設く。射これ春の

事、夏に及ぶは未だ有らざる事なり。期に違ふ興なり。識者これ

を計るに奇とするか。

「御禊の定め」

五日、壬午。参内す。左府御禊の前駈を定む。右衛門督（藤原斉

信）・治部卿（源俊賢）・権中納言（藤原隆家）・勘解由長官・

左右両大弁参入す。宣旨数枚左中弁に下す。申の剋斎院（選子内

親王）に参り、行具を実検し、損破を注さしめ、左中弁に付して

奏聞す。出車・童女・騎馬を定むる事例の如し。院粉熟の儲け有り。黄昏罷り出づ。

六日、癸未。伊予守の病尋常に非ずと云々。一兩度委しき消息有り。

七日、甲申。早且予州刺史（高階明順）を訪送す。其の病体邪氣の鎮ぎに似て、謬言を陳ぶと云々。今日観音院に向ふといへり。

前筑前守（藤原）高規朝臣大式（藤原高遠）の許に申し上ぐるの書状に云ふ、「帥（平惟仲）去月十五日申の時薨ずへ貫首秦定重宅といへり」。宇佐宮誅を降すか。最も畏るべし。僉議の間頗る班駁の定め有り。後日驗すべし。高田牧の雑人悉く壱岐嶋に追渡すは、これ帥の所行なり。下官宇佐の定めの間、用意無きに依り、為す所」と云々。極めて奇怪なり。

慶命律師来る。舍利会に相訪ふべきの氣有り。仍つて被物を約す。

八日、乙酉。絹五疋左衛門権佐（令宗）允亮朝臣の所に送る。御褌の前駈を奉仕すべきに依る。隨身の料に充てしむる為なり。件の朝臣道の事に就きしばしば雑事を問ふ。今この営み有り。仍つて微志を致すのみ。治部卿去夕より悩み煩ふの告げ有り。仍つて

（石作）忠時を差はして問送するに、報へて云ふ、「頭打身熱辛苦す」といへり。礼部宇佐の定めの間帥を引汲するの情有り、怖畏無きに非ず。興光を差はし伊予守を問送するに、報へて云ふ、「悩む所増減無し。但し夜に臨んでいよいよ倍す」といへり。病人人々の消息を聞き入れず、吐く所の狂言、邪氣の所為と云々。報答はこれ妻子の消息なり。

「直物の事」

参内す。左右内三相国（道長・顕光・公季）・右金吾・権中納言・左大弁（藤原忠輔）参入す。直物有り。玄蕃頭・大蔵・式部の録等を申す者の申文を下さる。撰び上げりて即ち奏聞せらる。召に依りて左府御前に参上す。この間心神宜しからず、退出す。秉燭ならんとし、（藤原）資平書き送る。「請申の馬允へ内舍人藤原有信へ任せらる」と。これ員外なり。明日恐るる由左府に申さしむべし。除目は別に在り。早且灌仏。今日神事（梅宮祭）に遇ふ。仍つて公家御灌仏無し。

「興福寺の雅敬並びに弟子茸を食して死するの事」
陣に於いて左府談ぜられて云ふ、「興福寺の雅敬日ごろ読経に在り。而るを昨茸を食して今日醉死す。弟子の一人同じく食して死

す」といへり。九日、丙戌。馬允の悦（藤原）経通朝臣を以て左府に申さしむ。大式過ぎらる。晩頭左衛門督（藤原公任）枉駕。月に乘じて帰る。

十日、丁亥。故殿の女御（藤原能子）の御忌日。仍つて諷誦を勤修寺に修す。伊予守朝臣昨より宜しき由、観音院の僧正（勝算）の示送なり。左中弁齋院の申請文等を持ち来る。見りて返し給ひ、奏すべき由を答ふ。参議（藤原）有国を以つて禊祭の日齋院に参らしむべき由、左中弁を以つて奏聞せしむ。十三日、庚寅。左府に訪でて謁談し、しばらくして家に帰る。召使云ふ、「明日定め有るべし」といへり。参るべき由を告ぐ。

十四日、辛卯。左中弁勘宣旨並びに御禊點地並びに御出の時剋・祭の日の御出の時剋等の勘文を将来す。即ち奏状すべく答へたぬ。但し勘宣旨は留む。

「陣の定め事」

参内す。左右内三相府、中納言齊信・（藤原）時光・（藤原）隆

家、参議有国・（藤原）懐平・（藤原）行成等参入す。大宰大式並びに諸国司申請の雑事を定め申し、夜に入りて退出す。勘宣旨（藤原）隆光に付し、即ち下し給ふ。亦左中弁に下す。齋院の禊祭の日の御車副・手振の紫褐・青褐等並びに紫蓋料の染絹、率分の下し文を以つて、諸国に召さしむるも、忽に出で来べからず。

仍つて事の由を左府に触れ、後院の納絹を借し下さしめ、後日率分の絹を以つて返納すべきなり。禊祭の日齋院に参るべきの宰相（有国）の事、先日奏聞すべき由左中弁に仰す。而るを忘失し、今に奏せず。御物忌に依りて今日奏聞すること能はずといへり。藏人隆光を以つて奏聞せしむ。請に依るといへり。即ち大外記（滋野）善言朝臣に仰す。今夜亥の剋尼君初めて西宅に渡り給ふ。本これ厩地。東地に相替へて奉る所。御前の高器物・女房の坩飯調へ奉らしめ了んぬ。

「御禊」

十七日、甲午。午の剋ばかり齋院に参る。これより先参議有国参入す。但し院の侍所に在りと云々。仍つて下官客殿に着き、後有国来る。その後肥牛を見、次に下仕・走孺等を見る。先例中門の中より度る。而るを程遠きに依りて客殿の北庭を度り、中門より入る。頗る便宜有り。藏人隆光云ふ、「所の前駟藤原惟信忽に胸

病を煩ひ参入すべからざる由、經通朝臣より申し送る」といへり。余答へて云ふ、「時剋己に到る。御車を寄するに及ぶべし。これを為すこと如何。所の前駟一人参り給はざるに依りて、御禊の事何ぞ遅れ留むること有らんや」と。即ち座を起ち御前に進み、中の剋御車を寄す。余並びに勘解由長官堀河辺に於いて西を以つて見物す。左府も此処に於いて見物す。右衛門督・治部卿同車し、春宮大夫（藤原道綱）・左兵衛督（藤原懷平）合ひ乗り、権中納言は別車にてこれを見る。今日所の前駟四人度るも、一人は病を煩ひ、今一人は見えざるも、未だ其の由を知らず。後に聞く、大中臣信助堀河辺に到着すと云々。

〔左衛門督公任の子金石引出物の事。道風の手本〕

余家に帰りての後、左金吾（公任）愛子の金石これを送る。吉日に依りて送るところなりといへり。即ち資平同車に与り見物の次いでに來るところなり。（小野）道風の手跡一卷を与へ、資平を以つて送らしむなり。帰り來りて云ふ、「金吾涕泣すること雨の如し。哀憐の甚しき、付属の詞敢へて云ふべからず」といへり。弁腹の小童（観葉）西殿より送り給ふなり。即ち見て返し送る。夜に入り西殿に訪で、深更帰る。昨以往触穢の疑有り。仍つて詣でざるところなり。

〔右大将御禊の前駟左衛門権佐允亮に隨身並びに馬を賜ふの事〕今日鹿毛の馬左衛門権佐允亮に借し、又申さしむるに依りて、隨身の近衛酒井正武を相副ふ。粟毛の馬所の前駟宮道式光に借し給ひ、又隨身の穴太国時を給ふ。

〔警固の事〕

十八日、乙未。藏人隆光宣旨持ち來る。すなはち左中弁に下す。外記（文室）清忠申して云ふ、「今日警固有るべし。参入すべきや」といへり。答へて云ふ、「所勞有り。参入すべからず」と。重ねて申して云ふ、「明日行くと申すべきか」といへり。仰せしめて云ふ、「今日は式日なり。須く諸卿に申し廻らしむべし。皆故障有らば、事の由を奏せしめ、仰せに隨ひて明日に及ぶべきか」と。件の清忠は家人たり。仍つて蒙を披く為に申さしむる所か。祭の日南殿に出御、諸使を御覽ずべしといへり。經通朝臣・隆光の談ずるところなり。権中納言の使（大江）嘉言警固の事を問送せらる。いささかこれを注送す。今日参行すべしといへり。

〔右大臣加茂社に参らるの事〕〔同人の前駟四位少将（頼通）被勤並びに引出物過差の事〕

十九日、丙申。右大臣（顕光公）加茂に参ると云々。左右の近衛

の官人を以つて舞人と為すと云々。左府四位少将（藤原）頼通を以つて前駈せしむ。先日右府大原野の行啓に候せらる。今彼の恐れを謝せんが為と云々。或云ふ、「右府社頭より退帰の間、車後四位少将を乗せ、家に帰るの後馬二疋・釵等を志す。又其人兵衛尉二人へ左（藤原）惟任。右（藤原）以道へ綾一疋。隨身等絹二疋へ二疋を以つて一疋に巻く」と云々。その過差丞相の志に非ざるのみ。後の鑑とすべからず。奇と為す奇と為す。

廿日、丁酉。車使の典侍の許に遣る。河内守（源奉職）朝臣の懇切なる触示に依るなり。賀茂に奉幣し、今年始めて貴布祢に奉る。賀茂社司等の申すに依るなり。近代の例必ず件の社を加へ奉ると云々。摺袴を使の少将（源）雅通朝臣の許へ左府より出づ。則ちこれ枇杷殿へ送る。諷誦を賀茂下の御神宮寺に修す。これ例なり。

「賀茂祭の事」

午の終りの剋ばかり齋院に参る。これより先参議有国参入す。飭馬を見る。下仕・走孺等恒の如し。使々清涼殿に於いて御覽すと云々。時剋推移し、已に薄暮に及ぶも、使々未だ列見の辻に來らず。然れども御輿を寄せしむ。下官見物し、参議相従う。申の終

りばかり齋王渡り給ふ。次々の事己に黄昏に及ぶ。近衛府使雅通御衣を給はり、隨身し侍す。左府の定めと云々。

「大宰帥の骸骨入京の事。三月十四日府に於いて薨ず。」

備中守（平）生昌朝臣故平中納言惟仲卿の骸骨を隨身して京に入ると云々。実説、平納言去月十二日病を受け、六十四日薨すと。

廿一日、戊戌。使の典侍の神館の宿所早朝松破子十余荷へ出納の男をして物を被けしむを送る。檳榔毛車並びに雑具等都督（藤原高遠）に遣はし奉る。彼の御消息に依る。これ室家の料か。舍利会の行事律師慶命先日示す所有り。仍つて合掛一重を送る。都督過ぎられて云ふ、「今夕左府に参るべし」といへり。頭書「今日左府・右府・右衛門督同車す。左府牛一雙を志せらると云々。」

「祭の日齋院の女房信濃前後司論を成し紅花を弁ぜざるに依りて、唐衣の外白衣を着るの事」

今年賀茂の祭の日齋院の女房唐衣の外白衣を着る。思ふ所有るに似たり。信乃国（前司）源）濟政。新司（藤原）佐光へ禊祭の料の紅花は今年ばかり新司の申すに依りて色替へ一斤の代布一端

一文。勅定は一斤二端を許さるるを以つて、去年の紅花を以つて前司弁済す。而るを公家定められて云ふ、「去年十一月辭退す。新司須く弁済すべし」といへり。新司申して云ふ、「紅花は時有り。仍つて前司の分附を以つて、新司これを承け弁済すべきなり。而るを一斤にも度らず。これを為すこと如何」と。前司云ふ、「去年は早損悉く以つて損失すと云々。猶後司を以つて弁済せしむべし」と云々。仍つて今年ばかり色替を申請すと云々。左府の定め申す所と云々。事頗る理に乖く。仍つて衆人に知らしめんが為に白色を着せしむ。誠に所以有り。後の為に記す所なり。

廿二日、己亥。都督示送して云ふ、「昨日左府に参り、被物・馬等を給はる。今日内・華山院に参るべし」といへり。今日雲上の競馬と云々。宮中將(源頼定)来りて云ふ、「雨に依りて競馬の事停止の由左府命ぜらる」と云々。申の剋資平言送して云ふ、「なほ競馬有るべし」といへり。仍つて馬二疋へ一疋は宮中將一疋は資平を送る。直衣装束一襲へ薄物直衣・織物の指貫・紅染の綾の細長一重・同色の袴・馬四疋(多米) 国定朝臣を以つて都督に遣はし奉る。黄昏資平来りて云ふ、「雨脚止まず。仍つて競馬の事無し。雲上の人々左府の馬場に会集して飲食し、馬を

馳せしむ。相府早旦参内し、里第を出でず。今日の事極めて由無し」と云々。

廿三日、丙子。前大督五郎朝光（源朝光）云ふ、「来る六日十日鎌倉参り。大式罷り申しの事。へ一階を叙し正三位」

今夕大式参内し、赴任の由を奏せしむ。

廿八日、己酉。吉田の使立つ

廿三日、庚子。吉田の使の將監平朝親褶袴へ其代絹一疋・布一端。隨身近衛の酒井正武に給ふ。大式示送して云ふ、「昨罷り申しを奏するの次でに一階を加叙すへ正三位」といへり。都督今日午の二點河陽に向ふ。資平御供に候せしむ。左兵衛督(懐平)乗車して都督を相送り、桂河より帰ると云々。資平帰り来りて云ふ、「途中事無し。但し頗る見苦しき事等有り」と云々。具には記さず。

廿四日、辛丑。昨都督の両妻車論し、前典侍大いに怒りて留まる。人々相勧め、晚景に臨んで僅かに乗車し山崎に向ふと云々。かれこれの談ずる所。昨日の車論及び他事等、然るべからざるの由具に書状に注し、都督に申し達し了んぬ。

廿六日、癸卯。式部門前大式来りて云ふ、「昨日日陰に宣旨へは

「惟仲卿の薨奏の事」

今日中納言惟仲の薨奏へ治部卿奏すと云々。

廿五日、壬寅。参内す。左大臣宿所に候せらる。今日季の御読経を定めらるべしと云々。一両云ふ、「公卿召・弁官次第の昇晉有るべし。又藏人頭を補せらるべし」と云々。祇候するも殊に事の備けを為すべからず。仍つて所勞を称して退出す。内大臣（公季）・権中納言（隆家）・左兵衛督（懷平）陣に候す。右衛門督（齊信）・治部卿（俊賢）・勘解由長官（有国）・右大弁（行成）左府の宿所に在り、陣の方に見えず。帥（伊周）去夜より内に候し、未だ退出せすと云々。人々傾奇す。今日御馬馳せ。馬寮毛付文へ一枚は寮馬、一坊十疋。二坊二疋。一枚は（播磨）家嶋御牧の御馬十三疋を進む。将曹の闕、府生高扶宣を以つて事に任せらるべく、左府に申すべきの由書状に注して礼部の許に送る。後に聞く、除目停止し六月に及ぶべしと云々。車論の張本藤原保相追却の由、都督の消息に有り。即ちこれ彼の御因縁なれど、追放理有り理有り。

「臨時重犯の獄囚を免ぜらるる宣旨の事へ御薬の事に依るなり。又赦令無し」

廿六日、癸卯。左衛門権佐允亮来りて云ふ、「昨日忽に宣旨へ右衛門督奉行す。すなわち別当に依り、左右の獄囚を勘申せしめ、すなわち原免すへ廿人。殺害。強窃盜等。これ赦令にあらず。臨時の宣旨なり」と。先例輕法の者を抽きて、宣旨に依り原免するを重犯者を免ぜらるるは如何。宣旨の趣き天変怪異に依ると云々。或云ふ、「主上廿ヶ日ばかり御膳例ならず、時々御惱氣有り」と云々。

廿七日、甲辰。山階寺の蓮聖来りて云ふ、「廿四日維摩講師の宣旨下る。慶賀の為に來る所なり」といへり。和泉国司（藤原）修政相撲使例の貢相撲を進むるを停めんと申す。仍つて殊に許すなり。三ヶ年間申さしむ。而るを今年殊に許す。先に頭中将（実成）の許に示送し、定むる所の許なり。

廿八日、乙巳。伝へ聞く、都督（藤原高遠）石清水・春日等に参ると云々。

廿九日、丙午。権僧正勝算枉駕して云ふ、「來る六月七日観音院に於いて丈六の絵像不動尊を供養し奉るべし。前大僧正観修を以つて導師と為すべし。其の前の事用意致すべく、又来訪すべ

し」といへり。

〔季の御読経発願〕

三十日、丁未。召使今日季の御読経発願の由を告ぐ。参内す。左大臣、内大臣、大納言懷忠、中納言齊信・時光・俊賢・隆家、参議有国・輔正・行成・正光等同じく参る。未の剋鐘を打つ。俊賢・輔正・行成・正光南殿に候し、自余御前に候す。行香了りて退出す。

〔盗藏人量能の宿所に入り、綿衣を取るの事〕

増進師に請ひ新写経を講演せしめ奉る。但し今月は菓草喻品。左兵衛督食物を隨身し、都督の許に向ふと云々。今日窃盗藏人（藤原）量能の宿所に入り、綿衣を挿着し、南殿の前を渡り、日華門・官陽・春華等の門より出でて逃げ去る。此の間左近・左兵衛陣の官人追捕せざるの由、召勘せらると云々。

五月

一日、戊申。馬寮競馬の毛付を進む。

〔左衛門督公任卿書写山の性空聖人の許に向ふの事〕

三日、庚戌。馬場所の官人等藤蕨糟酒等を献ず。左の荒手結。今日左衛門督（藤原公任）播磨の性空聖人の許に向ふと云々。件の聖播磨国書写山に住む。

〔左大臣書写の聖人の告げに依りて、千部仁王経を供養せらるるの事〕

四日、辛亥。府の荒手結。左府（藤原道長）に詣る。今日三十口の僧を以って千部仁王経を供養す。播磨の性空聖の告げに依るといへり。主人公卿の座に加はり着く。行香へ主人行香す了り、請僧に布施を行ふ。殿上人、地下人これへ疋絹紙に裹む。但し僧綱数を加へ、僧都・律師差有るかを取り、上達部・殿上人饗饌を羞む。

〔不断法華経御読経発願〕

次いで参内す。諸卿（中納言（藤原）齊信、（藤原）時光、（源）俊賢、（藤原）隆家、参議（藤原）有国、（藤原）懷平、（藤原）正光、三位中将（藤原）兼隆）同じく参る。但し左府物忌に依りて参入せず。右大臣先に内に候す。今日不断法華経御読経発願。申の剋鐘を打ち、酉の剋行香し、諸卿退出す。

「左大臣家三十講始め」

今日左府三十講⁽¹⁾始めと云々。追従の上達部また帰参すと云々。

〔頭書〕「夜に入り府生中臣嘉数手結を持ち来る」。

「左近の真手結の事」

五日、壬子。手結文下し給ふ。左の真手結。

六日、癸丑。大弑（藤原高遠）今暁河陽を離るる由、修理進行正

彼の御消息を伝へ申す。騎射の射手不射の輩を以つて多く手結に書き載す。祭の使の時に臨んで理巡と称して舞人に差はさる。今

より已後不射の輩に至りては理巡に当たると雖も、祭の使に差はすべからず。須く不射の交名を注し、其の所の官人署しりり大將

に覽せ、手結に加へ継ぎ、印を捺さしむべし。祭の使に差はすの日に及んでは件の勘文に依り⁽²⁾定め差はすべきの由將等に触れ仰

せ下すべきの状、將曹（身人部）仲重に仰せ了んぬ。午後甚雨。申の剋ばかり権中將（藤原）公信府生嘉数を以つて言送して云ふ、

「陪膳の番に依り先に参内す。官人等の所に仰せ遣り、申し送りにて云ふ、『馬走の水⁽³⁾溢ち溢れ、騎射すべからず』といへり。須く

答報に随ひて進止すべし⁽⁴⁾。なかんずく日已に昏時に及ぶ」とい

へり。明日改めて行ふべきの由、答報し了んぬ。

「右近の真手番の事」

七日、甲寅。時々雨。今日真手結。雨に依りて今日に及ぶ。米十九石日を兼ねて送るべき由、（清原）為信真人に仰すへ四石は索餅、次いで十五石は饗料。大樹五領・絹五疋へ今年の射手減す。

これ射手の官人等勸諭の事に依りて、奉仕せざるなり。信濃布百端馬場に送り、垣下朝大夫・六位等差はし遣る。

「頭中將手結の中間退き立たるは例に非ざるの事」

夜に入り府生嘉数手結を持ち来る。頭中將（藤原）実成・中將公信着く。而るを頭中將内の召と称し、中間参内す。近代職事の人⁽⁵⁾

召の由を称し事を了へざるに起座すと云々。往古聞かざる事なり。一日左近の手結の日藏人少將（藤原）経通喚有りと称し参内すと

云々。或云ふ、「人に異なるの由を知らしめんが為、藏人等に語り、召さしむる所なり⁽⁶⁾」といへり。奇怪の事なり。誰人の伝ふ

る所の固実ぞや。手結は府の大事、公家の知ろしめす所、止む事無きに非ずんば可ならず。更めて経通朝臣を召し一家の固実を尋

ね問ふべきか。近代の人自案を以つて固実と為すは、甚だ前跡に背くの事なり。後の為にいささか記す。今日頭中將中間に退出す。

而るを署所に書かざるは、然るべからず。

八日、乙卯。手結を下し給ふ。字の誤り多し。中将公信書く。亡室（源惟正女）の遠忌、諷誦を天安寺に修す。

十日、丁巳。左中弁（藤原説孝）先日下勘せしめし所の宣旨三枚を将来す。即ち藏人（藤原）隆光の許に遣る。尾張守（藤原）中清云ふ、「昨日左府に於いて相議せられて云ふ、「十三日殿上人おのおの一種物を隨身し参会すべしへ書出、藏人経通朝臣を以て行事と為すと云々」と。彼の日騎射有るべし」と。未だ其の由を知らず。

〔御読経結願の事〕

十一日、戊午。内竖来りて云ふ、「今日巳の剋御読経結願す」といへり。仍つて参入す。左大臣、右大臣、中納言齊信・時光・俊賢・隆家、参議有国・懷平・（藤原）行成・正光同じく参る。左大臣先に賑給文^⑧へ右大弁行成書くを定め奏す。未の剋鐘を打ち、左大臣以下参上す。暫く殿上に候し、出居着座の後御前に着く。公卿八人御前に候し、自余は侍所に候す。行香了りて余即ち退出す。今日三位二人（平）親信・兼隆参入す。

十二日、己未。午後甚雨。一二時を経て止む。又小雷。将曹仲重云ふ、「明日左府騎射三已上の手の者を召す有り」。左近又々この如し」と云々。

十三日、庚申。故帥納言（平惟仲）壹岐嶋の荒馬を取らしめんと称し、高田の牧の牧子十三人を追渡す。牧司等堪へ難き由を陳ぶるも、重ねて彼の雑色長宇自可春利を差はし遣り壹岐嶋に追渡らしむるの間、牧司等春利の為に内財・雑物・馬並びに年貢の絹十四疋を搜取せらるるの由、国郡の證判を請ひて先日言上す。然る間帥薨す。其の後件の使春利参上すと云々。尋問せしむるの間、在所を知らず。或云ふ、「近江国に罷り下る」と云々。国符を取り健兒に持たしめ、家の下人一両を差し加へ、去る十日下し遣るに、今朝捕へ得て将来す。既に下し給ひ、過状並びに日記、雑物を申す弁文を進めしむ。

〔昨日騎射次いで八的を射しむ〕

十四日、辛酉。早旦（藤原）資平左府より来りて云ふ、「昨馬場に出で、左右近の騎射おのおの三人、又三兵、次いで厩馬を馳せしむ。次いで八的を射しむ。更めて堂に帰り、殿上人出す所の物

等を弁備せしめ、作文の事等有りと。資平四位少将（藤原頼通）の曹局に宿るも、案内を知らず、作文の事等未だ畢らざと云々。へ定め事無きに似たる、何事ぞや。ただ人の費えを取るのみ。請僧並びに上達部・殿上人・諸大夫の饗、近江守奉仕すと云々。右衛門督以下恪勤の上達部祇候すと云々。七八人の上達部を以つて世恪勤の上達部と号す。朝夕左府の勤めを致すか。

〔左大臣三十講の五卷〕

十五日、壬戌。資平左府より還り来りて云ふ、「今日三十講五卷の日」と云々。参会の上達部以下殿上人・地下人等捧物す。雨に依りて堂上を廻る。主人捧物す。外帥（藤原伊周）並びに中納言（隆家）以下会合し、皆悉く捧物して廻ると云々。

十六日、癸亥。亡室の遠忌。諷誦を仏性院に修す。

十七日、甲子。法性寺座主（院源）僧都来りて云ふ、「雨脚止まず。河水盈ち溢る。明日これを為すこと如何。夜間相試み状に随ふべし。法性寺の先の朱雀院の御堂未だ造り畢ること有らず。これ則ち根本の御願。造料無きの由左府に申すに、下爵を奏さるも、不足猶多し。仍つて貞信公（藤原忠平）一門、納言以上、一

国の俸料を加へらるべきの定め、緑海国の御俸料の官符、若しくは美乃国の官符寄せられ給ふや」といへり。定めに従ふべき由を答へ了んぬ。

十八日、乙丑。午の剋ばかり雨止む。然れども時々雨ふり、河水減ぜずと云々。法性寺の座主消息を送りて云ふ、「今日東北院の事如何。河水極めて深く、渡るべからず」といへり。仍つて騎馬の者をして水を実検せしむるに、即ち還り来りて云ふ、「浅き所を尋ねて罷り渡るも、水鞍爪を衝く。車に至りては渡るべからず」といへり。此の間法性寺の座主僧都来り、同じく此の旨を陳ぶ。仍つて参詣すべからずの由にて、新写経・諷誦文等を東北院に奉る。座主の弟子騎馬にて相副はしむ。諷誦布に至りては湿損の恐れに依り、持ち渡るべからずといへり。齋食余の前、殊に又飯気味物等を調ず。これ十二合の外なり。仍つて十二合を食せず。衝重の物に打敷等を相加へ、慶円僧都の御房に送る。増運読経に在り。仍つて齋食せしむ。

十九日、丙寅。午の剋ばかりより雨降り雷雨。内に参るは、右大臣（顕光）、中納言齊信・俊賢・隆家、参議有国・懐平・忠輔・行成へ一宮（敦康親王）に候す。悩み給ふに依ると云々。陣に候

せず。右大臣以下東宮の御読経に参る。行香了りて退出す。

〔祈年穀奉幣の定め〕

右大臣陣に復し、祈年穀の御幣使を定め申す。

廿日、丁卯。黄昏、左府及び諸卿の車多く門前を過ぐ。案内を取るに冷泉院重く悩み給ふ。仍つて参入せらると云々。

廿三日、庚午。大弔の内房の類船河尻を去ること幾ならずして、多く漂損するを以つて、人多く溺死すと云々。これ雑色長清光の説なり。午の終りの剋ばかり暴雨大雷。なかならず三箇度極めて猛し。幾ならずして雷雨共に止む。参内す。陣の壁後を徘徊するに、雨仗座に漏り泥の如し。仍つて陣に着かず。此の間左兵衛督（懐平）参入し、相俱に殿上に参上す。右大臣参入し、続いて尹中納言（時光）参入す。右大臣云ふ、「御前に候するに、仰せて云ふ『近衛の次将参らず』と。而も早なる参入のこと再三仰せらる」といへり。頭中将（実成）勅命を伝へて云ふ、「陣官候せず。召問すべし」といへり。便ち頭中将に仰せて、右大臣・余・尹中納言陣座に着き、丞相外記を召し、御幣使の事を問ふ。余座を起ち蔵人（藤原）隆光宣旨四枚を下し、即ち退出す。一宮重

く悩み給ふ由と云々。権中納言（隆家）同じく此の由を示送す。

〔三箇所の霹靂〕

今日兩三処霹靂。大炊寮。大監物（永道）輔範宅、源中納言（俊賢）家墻垣を隔てず一処の如し。（大江）以言朝臣の宅と云々。

廿四日、辛未。左府に参る。右大臣、内大臣（藤原公季）、大納言（藤原）道綱・（藤原）懐忠、中納言齐信・時光・俊賢、参議有国・（藤原）懐平・（藤原）忠輔・正光、三位二人（親信・兼隆）堂前の座に着く。立義者二人へ天台教円・興福寺経救。探題小僧都覚運・律師澄心。問者おのおの五人。天台先に経救に問ふに、三得、一不、一未判。法相教円に問ふに、四得、一未判。秉燭に臨んで事了んぬ。右大臣諷誦を修す。絹三十疋。内大臣二十疋。饗膳盃酒の間、夜漏既に闌。主人念珠二連を持ちおのの西丞相に分ち与へ、その詞に云ふ、「仏を拝み給ふべし」といへり。上達部の装束或いは宿装束、或いは直衣等なり。

〔八省院に行幸し、諸社に奉幣使を立てらるるの事〕

廿六日、癸酉。今日八省行幸の由将曹安春申す。未の剋ばかり参内す。左右内三相国、中納言齐信・時光・俊賢、参議有国・懐平・

輔正・忠輔・行成・正光、三位中将兼隆等陣に在り。右大臣宣命の清書を召し、陣の壁後に於いて内記に持たしむ。宜陽殿の壇・軒廊等を経、御所に進んで奏聞し、陣の北の座に復す。先例南の座に着き、宣命を召し、見了りて内記に返し給ひ、小庭を渡りて御所に進む。而るを今日然らず。若し左府南の座に着くに依りてか。上臈南に在りと雖も、案内を申し猶其の座に着き、宣命を見るべきものなり。今日の儀前跡に違ふ。申の二點八省に幸す。右大臣東福門に進み、伊勢の宣命を給ふ。しばらくして御輿御本宮に帰る。右大臣仗座に於いて石清水等の宣命を給ふ。石清水の使権左中弁(源)道方、使の闕怠に依り、忽に事の由を奏し差し遣る所なり。加茂の使参議(菅原)輔正へ年己に八十有余、此の如きの使に差さるべからず。左相同じく此の旨を陳ぶ。松尾参議行成。平野参議正光。自余記さず。了りて酉の剋ばかり退出す。

六月

三日、己卯。参内す。内大臣(藤原公季)・勘解由長官(藤原有国)・左大弁(藤原忠輔)参入す。暫く陣に候して退出す。かれこれ云ふ、「昨より左府(藤原道長)悩まるる氣有り」と云々。典葉頭(丹波)重雅朝臣云ふ、「左府昨より悩氣有り。今臥して起き給はず。飲食例ならず」と云々。

六日、壬午。辰の剋ばかり左府に詣ず。近江守(藤原知章)朝臣を以つて消息を申し入る。悩まるる所猶いまだ尋常に復さずといへり。卿相多く会す。しばらくして帰る。

(頭書)「今日の半夜より慶田大僧都を以つて不動調伏法を修せしむ。今年慎むべきに依る。伴僧六口。阿闍梨淨衣帷を加ふ。苦熱の間に依るなり」。

「権僧正勝算観音院に於いて丈六の不動尊像(絵像)を供養の事」

七日、癸未。朝の間甚雨。観音院に参り難かるべく、先に書状を僧正(勝算)の許に送るに、返状に云ふ、「雨の間を得て形の如く修すべし」といへり。此の間雨止む。講師の前の物へ折敷十二枚、打敷を加ふ。屯食一具。大破子二荷を送らしむ。午の剋ばかり観音院に参る。今日権僧正へ勝算へ丈六の不動尊像(絵像)。又侍者有りを供養す。御堂の前飯屋を構へて飾りを加へ、其の前に高座を立つ。東西に幄おのおの一字へ床有りを立て、賛衆の座と為す。卿相・殿上人・諸大夫の座は中門の東腋に在り。音楽声を発するの比、講師前大僧正(観修)中門より入りへ白の蓋を指す、賛衆廿人へ皆阿闍梨。慈覚(円仁)・智證大師(円珍)

の門徒相交る、講師の前に立ちて行道す。三匝了りておのおの座に着く。其の事真言の供養を用ふ。十弟子執物有り。此の中に香象有り。供花の童有り。供花了りて鳥舞。被け物有り。法師これを執りてこれに被く。次いで講師の十弟子の僧へ東方へ衣を脱いで舞の童に被く。次いで胡蝶舞。同じく被け物初めの如し。次いで十弟子の僧（西方）同じく衣を脱いでこれに被くへ初めは練色。此の度は鈍色。講師の僧正衣を脱いで胡蝶の童に給はしむ。高座に居ながら、頗る便無し。但し輿に乗るか。此の間小雨。賛衆の座を東西の廊に移すも、しばらくして雨止む。賛衆講師の後を進み、唱賛の声了りておのおの退きて本の座に復す。更めて札盤を庭中に立て、御導師戒秀これに着き、誦經の導師と為るへ装束二箇、又裏物有り。若し袈裟を納むか。自余法師の具等これ有り。香爐・如意・三衣・水瓶等の如きなり。遑記すること能はず。又檳榔毛の車を引き立つ。左大臣家諷誦を修す。布百端。大和守（藤原）景齊講師の祿へ桜色の綾の柏。長き白袴。紅に染むべきかゝを執る。賛衆の祿は諸大夫これを執る。導師の祿は法師これを執る。講師座より下りて退帰す。音楽を発す。講師本の道を経ず、西方より堂に昇り間行す。随時の便宜か。法師等十弟子の祿を執る。追被けなり。此の間賛衆座に在り、粉熟を差め、諷誦の物を分かち行ふ。権僧正上達部の座に來り、余に向かひて

云ふ、「雨を冒して過ぎ給ふ。喜悅申し侍り。不動尊聞こさしめ給ふといへり。現世後世、御護りに奉らしめ給ふなり」と云ひて、独鈷を執り余に授くへ件の独鈷蒔絵の置口の筥に納む。阿闍梨心眷これを持ち僧正の後に従ふ。余の外の卿相に心眷これを取りこれを授く。独鈷皆縹の薄様の色紙に裹む。其の紙注に云ふ、「常居一処、不捨離身、生々世々、三昧耶形」といへり。授け了りて僧正退帰す。更めて四位少将頼通を中門下に召し、件の独鈷へ二。左府の料を相加ふと云々を授く。その後舞おのおの一曲へ大唐・高麗。童舞。後の舞未だ了らざる間、余座を起ち出づ。卿相従ふ。途中大雨に遇ふ。今日参会の卿相中納言（藤原）齊信・（源）俊賢・（藤原）隆家、参議（藤原）懐平・（藤原）行成、三位（平）親信等なり。

九日、乙酉。夜に入りて観音院の僧正（勝算）過ぎ、一日の詣向の悦を謝す。其の詞懇切。又云ふ、「所帯の職、観音院の司、山王院の事を辞すべし」といへり。出仕すべからざるに依りて、夜に臨んで来る所なりといへり。左府の病損じ平くも、飲食不快、惱氣無きに非ずと云々。

十六日、乙未。今日公儀好く云々。衆人喜す。中の殿に侍り

〔雨に依り中院の行幸無きの事〕

十一日、丁亥。雨。将曹（身人部）仲重云ふ、「権左中弁（源道方）云ふ、『中院^四の行幸有るべし。中隔を掃除せしむべし』といへり。但し外記未だ行幸を仰せざる由」と云々。若し雨脚止まずは、行幸有るべからざるか。後に聞く。雨に依りて行幸無しと云々。

十三日、己丑。今日修善結願す。僧都の被物へ掛・一重袴、絹五疋・麻細十五端・牛一頭へ去る正月左府志す所の牛なり。伴僧の米・布等なり。参内す。右金吾（藤原齊信）・左武衛（藤原懷平）・左右両大丞（藤原忠輔・行成）同じく参る。しばらくして左武衛相俱に退出す。内大臣陽明門の内に相逢ふ。左武衛左近府に立ち隠る。内丞相を過ぐさん為か。

〔中宮の御読経〕

十七日、癸巳。参内す。次いで中宮（藤原彰子）の御読経へ飛香舎へ参る。右大臣（藤原顕光）、内大臣、中納言齊信・俊賢・隆家、参議（藤原）有国・懷平・（菅原）輔正・忠輔・行成・（藤原）正光、三位親信・（藤原）兼隆参入す。行香了りて申の剋ばかり退出す。明後日公卿召有るべしと云々。

〔公卿召〕

十九日、乙未。今日公卿召と云々。参入せず。申の剋ばかり一両の許より除目を注送す。権中納言忠輔、参議源経房へ中将元の如し、左大弁（藤原）行成へ侍従元の如し、左中弁源道方へ宮内卿元の如し、権左中弁（藤原）朝経、右中弁（藤原）経通、民部大輔源方理、内蔵頭（藤原）頼親へ中将元の如し、左少将（藤原）忠経、右兵衛権佐（藤原）頼宗、撰津守（藤原）方正、蔵人頭源頼定。蔵人頭示送し、「忽にて小舎人に給する禄物無し」といへり。絹一疋を送る。信濃布三端、これ仕人の料なり。旧例は二端。近例を知らざるに依り、今一端を増し送る。而るに示送して云ふ、「近代は五端」といへり。仍つて又今二端を送る。又云ふ、「他の布一端を加へ四端を給したんぬ。これ旧例なり。近代の例に拠らず」と。但し返送の後布二端を送る。

廿日、丙申。今明物忌にて、門を閉づ。但し東門を開く。宰相中将（経房）及び以下の慶賀の人々門外に來り、慶に入るの由を云ふも、物忌に依り相遇ふ能はず。書状を以つて中将の來恐を追謝す。

又宣旨を下すべく、右中弁経通明日初めて結政（結）に着くべし。又宣旨を給ふ」といへり。未の刻ばかり雷鳴す。但し雨は降らず。幾もあらずして雷公声を収む。仍つて隨身を差し障りの由を藏人の許に示送す。

〔新任の中納言・参議初めて参るの事へ敷政門を出入するは先例に非ずと云々〕

大外記（滋野）善言朝臣云ふ、「今日宰相中将経房初めて参るに、敷政門（敷）より出入す。其の次に権中納言忠輔参入するに、同じく敷政門を用ふ。はなはだ奇怪の事なり」と。右中弁経通朝臣云ふ、「左府宰相中将に命じて件の門を出入す」といへり。古今此の例有らず。右頭中将（藤原実成）一昨より悩み煩ふ由と云々。仍つて将監興光を以つてこれに問送す。即ち内府の御返事有り。煩ふ所はなはだ重しと云々。内府彼の宅に渡り給ふと云々。

廿七日、癸卯。参内す。左兵衛督（懐平）云ふ、「右大弁（藤原説孝）今日申し文に候すべし」といへり。仍つて案内せしむるに、其の用意有るといへり。申文史書杖に挟み、陣の腋を渡る。仍つて余膝突を置かしめ、南の座に移り着く。右大弁参議の座に着き、左兵衛督暫く納言の座に着く。是より先源中納言（俊賢）

座に在り。大弁笏を端して云ふ、「申し文」といへり。余目するに、唯を称して陣腋を顧みる。史（惟宗）博愛書杖を持ち小庭に跪く。余目するに、唯を称して膝突に着く。余書を取り、一々披きて見了んぬへ二枚は伯耆・阿波の鉤匙文、一枚は馬料文。先づ表の巻紙を給ひ、次に一々文を給ふ。史書を捧げて覽、余一々判許す。判毎に唯を称し、元の如く表紙を巻き、杖に加へて退出す。新頭中将頼定膝突に着き、宣旨へ斎宮の申請。斎宮の九月の御装束料の絹五疋。近江国と云々を下し給ふ。右中弁経通へ新弁を召し、下し給ふなり。余北の座に復し、尹中納言・左大弁・宰相中将参入す。余しばらくして退出す。諸卿相従ふ。左府上表すと云々。

〔法興院の御八講始め〕

廿八日、甲辰。この日法興院の御八講始め。慎む所有るに依り参入せず。興光を差し、重ねて右頭中将の病を訪ふ。

〔左衛門権佐允亮六月祓の役の番長二人を決断の事〕
阿闍梨深清来りて云ふ、「昨日仁和寺の別当に任せらる。仍つて来る所なり」といへり。其の次いでに雑事を談ず。昨日左衛門府の六月祓の間、番長二人権佐（令宗）允亮朝臣の為に無礼を致

す。仍つて非違を弾決すと云々。

廿九日、乙巳。允亮朝臣来り談じて云ふ、「一昨本府に於いて例に依り六月祓を行ふ。番長・案主等を以つて尉以下の手長の役に従はしむべく、而るを佐の行酒並びに手長府の掌を以つて役はしめ、吉上を以つて志以下の行酒を為す。先例然らず。仍つて非例の旨を以つて再三仰せ下す。而るを番長高橋正連・番長真髮部忠満承從せず、放言の如き事有り。志以下の汁物未だ居えずして、己に数剋に及ぶ。仍つて允亮起座し、檢非違使の官人を招集す。右府の官人然るべき事有り、庁の方に参会す。仍つて饗の座に招預し、相俱に会合す。即ち正連・忠満等を召し出で、美服へ細布かゝを着るに依り、破衣決罪すへ付繩決笞等なり。了りて更めて本座に復し、饗の事を畢んぬ」といへり。件の事公家に訴ふべしと云々。然りと雖も何の事か有らんやといへり。左近府の官人以下、右兵衛府の官人以下、左府に於いて饗禄を給はると云々。左少将忠経・右兵衛佐（藤原）頼宗等の朝臣の新任の饗なり。

〔法性寺の礼堂の作料貞信公一門の公卿奉加の事〕

三十日、丙午。美乃の俸料の官府、法性寺の座主院源僧都の許に送る。法性寺御願堂の礼堂へ先の朱雀院の作料なり。左府の御

定め。則ちこれかの僧都先日来る所。貞信公一門、納言以上の国俸の料に触れ、彼の造作の料に宛つべしといへり。仍つて施入する所なり。

〔六月祓の事〕

法華経を供養し、化城喻品を講じ奉るへ講匠は増暹。解除すること常の如し。

寛弘二年秋冬

七月

〔射場に於いて学生等を試みらるるの事〕

十日、丙辰。今日学生等（御書所所望の人等）射場に召し、御題を給ひて試みらると云々。皆これ御書所に候すべきの望み有る者等と云々へ先例聞かざる事。学問の料を申すの者此の例有り。左頭（源頼定）件の案内を問送するも、对答を略す。又内より示送して云ふ、「学生等月華門より参入し、弓場殿に候すへ西面北上。即ち御題を給ふ。秋叢の露珮を作すへ含を以つて韵と為す。七言八韵。文台廊中に立てへ文台の上に筥を置く、検試の近衛の次将壁下の座に在り。秉燭以前に献すべし」といへり。晚頭示送して云ふ、「学生九人奉試し、申の剋詩を献じ畢んぬ。す

なはち御前に於いて評定す。左大臣（藤原道長）・右衛門督（藤原齊信）・源中納言（俊賢）・新中納言（藤原忠輔）・左大弁（藤原行成）朝臣・（藤原）広業召に依り御前に候す。大中臣奉親・藤原公政・同雅任・中原長国等御書所に候すべきの宣下し畢んぬ。秉燭すべからく來談すべし。今日の事題下し給ひ學生に授く。御筆に依り返し取り奉るべくも、而思先奉。明日尋ね取り献ずべし」といへり。又云ふ、「明日右大将献すべし」といへり。又云ふ、「明日右大将参入すべし」といへり。「相撲の召仰せの事を仰すべく、音楽の事有るべし。仍つて兼ねて宣下すべきの由仰せ事有り。又大将出居等早に参らば、早に御出有るべし」といへり。明日参入すべきの由相答へ了んぬ。

「大式府に着くの事。彼の人の消息到来す。」

大式（藤原高遠）の去月十六日の書今日到来して云ふ、「六月十四日巳の剋水城に着き、印鑑を請ひ取り、午の剋府庁の宿所に着く。先づ任符を奉行せしめしの後、庁の座に着き、神宝行事の官人⁶⁰を定め、並びに諸司の鑑等を請ひ取る。自余の事記事するに違あらず」と。

十七日、癸亥。大外記（滋野）善言朝臣来りて云ふ、「左府の消

息に云ふ、「今日定め申すべき事有り。必ず参入すべし。縦ひ所劣有り」と雖も、相扶けて必ず参入すべし」といへり。右頭中将（藤原実成）病間頻訪を謝するの由と。又云ふ、「今日相撲の内取を始むるに、聊か雑事等を相示すこと有り」と。府生（多）武吉相撲並びに楽所等の定め文を持ち来る。中将（藤原）実成・少将（源）济政定めて云ふ、「相撲の御装束の事、先日装束使に仰すべきの由、外記に仰す。而るを左中弁（源道方）転正の後、未だ装束の宣旨を奉ぜず」と云々。仍つて今日左小弁（藤原）輔尹朝臣に仰す。

「大安寺の別当を定むるの事。付七大寺兼任の事」

参内す。左大臣・内大臣（藤原公季）・大納言二人へ道（藤原道綱）・懐（藤原懐忠）・中納言四人へ齊・時（藤原時光）・俊（源俊賢）・隆（藤原隆家）・参議四人へ懐・（藤原懐平）・成（藤原行成）・正（藤原正光）・経（源経房）へ大安寺の別当を定め申す。諸卿上三人へ法橋扶公・大威儀師延源・定堪を定む。仰せて云ふ、「扶公は元興寺の別当にて大安寺を兼任の事如何。七大寺兼任の例有りや、如何。諸卿申して云ふ、「諸国吏の例に依りて兼任せらる何事か有らんや。誠に寺司を兼任するの例無しと雖も、掌る所受領に異ならざるものなり。元興寺を修治

すること頗る傍輩を越ゆ。仍つて兼任□べし」といへり。仰せて云ふ、「請ひに依る」と。左府云ふ、「別当を仰すべきは上卿へ道綱か」といへり。余答へて云ふ、「然るべからず。ただ仰せ下さるが宜しきか」と。仍つて右小弁広業に仰せらる。余申の剋ばかり退出す。今日陣に候するの間空鳴二声して、地動く。謂ふ所の音地震か。右頭中将（実成）陣腋に來り、初行の内取の事等を談ず。左頭中将陣腋に於いて云ふ、「相撲の音楽の時、楽曲例を存つか。はた相替ふるや。案内□べきの由仰せ事有り」といへり。大略奏聞せしめ畢んぬ。

〔維摩講師の請書を持ち帰る。□□□加署して返し給ひ了んぬ〕
廿一日、丁卯。外記の史生維摩会の講師へ蓮聖。法相宗。本寺。去る九月請書有りの請書を持ち來る。加署して返し給ふ。左金吾表の案送らる。即ち見畢りて返し送るなり。

〔外帥着陣の事。付勅授の事〕
傳聞す。外帥初めて陣に着く。殊に勅授を給ふと云々。世云ふ、「參陣は然るべからず。面目無きに似る」と云々。
〔左衛門督公任從二位に叙するの事。齋院超越後〕

左頭内より示送して云ふ、「今日左衛門督上表するに、即ち返し給ひ、次いで從二位に叙す。件の表の使は右中弁（藤原）經通」と云々。悦び乍ら事の由を達す。尋奉出資平。

〔上表するに、即ち返し給ひ、又一階を授けらるるの事。付勅使の禄の事〕
歸り來りて云ふ、「勅使經通纏頭すへ女装束」と云々。件の纏頭の事、今朝思慮するに、兩度の申達に□禄有るの由。表を返し給ふの勅命に云ふ、「懷ふ所有り上る所の表か。殊に一階を叙す。元の如く仕ふべし」といへり。これ資平歸り來りて伝示する所なり。件の慶びは希代の事なり。先日の恥を雪ぎ、還りて光華を増す。下襲・表袴・平緒等これを奉る。彼の消息に依る。夜に入り権中納言來り、左衛門督の加階の事を賞嘆す。

〔抜出の事。儀、音楽有り〕
廿九日、乙亥。諷誦を祇園に修す。樂人近衛を兼任するの奏、將曹身人部保春持ち來る。加署して返し給ふ。年来件の兼任の奏を奏せざるも、前例を尋ねて成さしむる所なり。
左金吾（藤原公任）示送して云ふ、「昨の相撲右多く勝つ。而るを構えられて持と成す」と云々。參内すへ巳の四点。諸卿いま

だ参らず。左大臣昨より宿所に候すと云々。午の剋ばかり左大臣以下陣に着く。左大臣、右大臣（藤原顕光）、内大臣、帥（藤原伊周）及び諸卿参る。

「青宮参上し給ふの事」

青宮（居貞親王）即ち綾綺殿を経、参上せしめ給ふ。諸卿御供し、宮司ただ権大夫（懐平）のみ前行し、自余は候せず。宮司・藏人おのおの一人・帯刀へ六人へ右近の陣に候するは、式を存つ。これより先主上南殿に出御す。今晝、中宮（藤原彰子）南殿に渡御し、見物を為すと云々。左大臣壁後に於いて云ふ、「今日の拔出何番か」と。余答へて云ふ、「楽有るの年は二番を過ぎず」と。又問ひて云ふ、「簾下の上に候し、若し楽了らば座に復するか、如何、慥に覚えず」といへり。余答へて云ふ、「追相撲了らば座に復するものなり」と。左大臣御簾の中に候するは、若し仰せに依るか。左頭中将云ふ、「皇太子の座の事、問はしめ給ふ」と有り。先日の示す旨を以つて奏聞するに、仰せて云ふ、「然るべき事なり」と。但し左大臣云ふ、「御座の東に敷くべし」といへるか。中宮の御在所相近きに依る。先例は御座の四間の先に鋪くなり。内侍檻に臨み、内大臣先に参上すへ大将を兼ねるに依る。次いで右大臣、帥已次の公卿座に参り着く。内侍右大臣に

目し、右大臣簾下に候す。殿上の出居の巫将参らず。□奇怪なり。今日遂に参上せず。

「幕を褰げて円座を置くは謬りの事」

左右の相撲屋へ左□□右□□、幕を褰げて、出居の円座を置くは、未だ見ざるの事なり。件の事両説有り。一説に云ふ、「相撲長円座を執り、幕の前に置く」と。又の説に云ふ、「幕より指し出す」といへり。而るを今日の事甚だ前跡に違ふ。左右の出居の少将座に着く。次いで左の相撲列を出で、御前に北面して立つ。大臣宣る。「南向け。次いで西」と。又云ふ、「罷り入れ」といへり。入り了り、次いで右左に同じ。但し西を以つて東に替ふ。次いで大臣云ふ、「（宗丘）数木進れ」と。次いで云ふ、「（真上）勝岡へ勝岡は右腋へ進れ」と。勝岡両度障りを申すも、免ぜられず。仍つて拏撲し、幾ならずして数木負け了んぬ。次いで左伴衆則、右（中臣）為男。為男勝つ。次いで追相撲、官人を以つて仰せ遣らるるなり。追相撲は五人取る。了りて散衆。相撲未だ了らざる間、左右乱声し通奏す。先例は取り了りて乱声を発するものなり。左蘓合・散手・青海波・還城楽・猿楽、右古鳥蘓・貴徳・狛梓へこの間秉燭。大桔桿。大臣以下祿を給はる。近衛の巫将給を執り、母屋の御簾中より出入す。右大臣簾中に候する

も、案内を知らず⁸⁰。比昏黒に入りて、御簾を巻くの間へ左大臣巻く、諸卿祿を近衛に給ふ。近衛櫻樹の下に出で拜舞してへ北上西面へ、退出す⁸¹。今日参入の卿相は、左大臣、右大臣、内大臣、中納言齊信・公任・俊賢・隆家、参議懷平・輔正・行成・正光・経房等なり。帥へ余の上に列す。伝聞す、春宮大夫帥の下に列すべきに依り参入せずと云々。極めて由無き事なり。後に聞く、昨今太宰の帥親王(敦道親王)参入し、御簾の中に候すと云々。右大臣案了らば本座に復すべし。而るを復さず。簾下に終始するは、失なり。

〔瓜を諸卿に給ふの事。付氷共にこれに給ふべき由の事〕

抜出たりて穀倉院の□□を賜はる。舞の間瓜を卿相に給ふ。近衛の次将母屋の御簾の内より出で、左衛門・兵衛佐相交役す。近衛の次将の数少なきに依るか。左頭中将献盃す。其の後一兩度巡行す。亜将通りて勸盃す。今日瓜有るも氷無し。前例共に給はるものなり。或記に云ふ、「次将簾下に就きて衝重を執る」と云々。件の事両説有りと云々。散手舞ふの間張筵の綱を解く。

〔青海波の装束の事〕

今日の青海波の装束例年に似ずと云々。前例は重装束を着る。而

るを青色を着る。又垣代⁸²、或は例の装束、或は褐衣。左右近将監已下の近衛等なり。或云ふ、「重装束を着る」と云々。但し青海波の舞人、天曆三年青色を着る。若し彼の例か。そもそも両説あるか。加夕又久。而るを今日然らざるは、如何。尋ぬべき事なり。後に聞くに、左の最手⁸³以下相引きて右の幕に來たり見物すと。未だ聞かざる事なり。

(頭書) 左衛門督公任卿已の剋参内す。報(土師)朝兼□。昨侍従(藤原頭信)昇殿を聴さると云々。□□□侍従経房を宜陽殿に召す。

八月

〔昨日内論議の事〕

三日、己卯。(藤原)資平内より出でて云ふ、「昨日内論議⁸⁴を聞きしめすに、左大臣(藤原道長)簾中に候す」といへり。殊に聞かざるの事なり。尋ぬべきなり。右大臣(藤原頭光)、大納言(藤原)道綱、中納言(藤原)齊信・(源)俊賢・(藤原)忠輔、参議(藤原)懷平・(藤原)行成・(藤原)正光・(源)経房、散三位(藤原)兼隆等参入すと。

〔肥後守為愷郎等良材の為に殺害せらるるの事〕

五日、辛巳。肥後守（橘）為愷朝臣去月八日未の剋、郎等小槻良材の為に殺害せられ、良材自殺すと云々。希有の事なり。良材は為愷の妻の近親と云々。件の事前司兼忠朝臣の許より、後家の許に云ひ送る。又大外記（滋野）善言朝臣云ふ、「為愷の後家父主計頭（小槻）忠臣宿祢の所に告送す」といへり。為愷の後家は忠臣の女と云々。

〔院和歌合□□□□ベシ〕

院（源）兼業朝臣を以つて仰せられて云ふ、「密々男等に仰せて、和歌を合せしむ。而るを左大臣伝聞し来見すべしと云々。厭却すべからず。此の事言ひ合せんと欲し、明後日参入すべし」といへり。

〔仁王会の定め事〕

左府仁王会の事を定め申すと云々。

〔最勝講の事。儀〕

十四日、庚寅。今日最勝王経講説の日なり。仍つて参内す。左大臣、右大臣、内大臣（藤原公季）、帥（藤原）伊周、中納言（藤原）公任・俊賢・（藤原）隆家・（藤原）忠輔、参議（藤原）懷

平・（菅原）輔正・行成、散三位兼隆・経房等参入す。申の剋鐘を打つ。其の儀長保四年の儀に同じ。母屋の御簾を巻き、御帳の内に御仏を安置し、御帳の南辺に一間在り。僧綱の座へ東上北面へ敷き、母屋の御障子の辺南壁の下に、凡僧の座を敷く。威儀師座末に加はるへ講師十人。聴衆十人。不参の者二人。御帳の母庇へ晝の御座の間なり。に当りて講師の高座を立て、高座の中央に礼盤を立つ。又庇に経机・行香の机等を立つ。今日新写の御写御経有り。長保四年の例証義者有るも、今般候せず。或云ふ、「証者は天台座主覚慶・前大僧正観修なり。而るを障りを申して参らざるなり」と。出居座し、次いで諸卿参上す。次いで僧侶参上す。御説経の儀の如し。朝講の講師は大僧都定証・同じく阿闍梨妙尊。夕講の講師は大僧都厳久・同春隱。朝講了りて行香有り。

〔夕座の出居の有無の事〕

夕講左府出居を参上せしめしの後、左大臣以下御前の座に着く。夕講に出居無かるべきか。前例を尋ね見るべし。又朝夕皆堂童子有り。亥の剋ばかり講了りて退出す。左府大宰の解文を奏せらる。件の事今日定め申すべきか。夜深更に臨めば明日定むべしといへり。

〔長保の御八講毎日出居有るの事〕

後日前例を尋ね見るに、長保四年の最勝講に出居の事所見無く、同年の御八講毎日出居有り。彼の例に依るといへり。

〔初日の夕座並びに中間等の出居の有無の事〕

天曆九年正月の御八講、故殿の御記（清慎公記）初日の出居の事を注せらる。同日の夕講及び中間・了日等出居の事左右無き由。

〔仁王会の事。儀〕

廿一日、丁酉。今日仁王会。行事所廻りに依り、五僧に加供へこの中僧綱一口。僧綱は二石、凡僧は一石を行ふ。

〔東宮の御悩の事〕

東宮（居貞親王）に参り、御悩の案内を取るに、大進（高階）業遠云ふ、「近日頗る宜しくおはす」といへり。此の間左金吾（藤原公任）、中納言齊信・俊賢・忠輔、参議懷平・行成・正光・経房八省の東廊の座に在り。しばらくして鐘を打つ。左金吾云ふ、「上卿南殿に候すべく、源中納言・大藏卿（正光）・宰相中将（経房）参入すべし」といへり。仍つて三人内に参る。次いで左

大臣以下座を起ち、大極殿の座に着く。此の間権中納言隆家参入す。大極殿内に百高座を立て、講演前の儀の如し。但し百僧の内、法用を用ふ。前々も別して用を請ふこと有り。朝講の諸僧退出し、諸卿暫く東廊の間に佇立す。左大臣弁に仰せて鐘を打たしむ。大臣以下座に復し、次いで僧侶座に着き、法用・行道等の儀朝講に同じ。

〔大臣内に入る儀の事〕

夕講了りて諸卿参内す。上官前行しへ日没の間なり、弁・少納言・外記・史修明門の東辺に留り立つへ外記・史弁・少納言の後に立ち、皆西面北上。卿相は下藤を以つて前と為し、最末の参議は右兵衛の陣の前に留り立つ。次々の人々次第に前を経て加はり立つ。上首へ北を以つて上と為すの大臣卿相の前を歩み過ぐるに、余へ第一に當つて、揖して内に入るへ前例を思ふに、陰明門の婦り立ちに當つては、惣て卿相に揖し、上官は一度揖に答ふ。而るを今日は儀を失するなり。余次いで直揖して入り、諸卿相同じくす。

〔大宰府宋人の定めを申すの事。定め趣き在り〕

南殿・御前等の事了りて、右大臣殿上に候し、左大臣以下陣に着

事實。超時光公任。」とあり、同じく寛弘二年藤原公任の条に「四十歳。皇太后宮大夫。左衛門督。去年十一月以後不出仕」とあるのは、この間の事情を言ったものと思われる。

道長は、この失意の公任の閑居を尋ねて、四月のこの日和歌を贈ったのである。寛弘二年の「公卿補任」の公任の条には更に、

これの後日談の態で次の如く記されている。「七月二十七日重上表。請停中納言。而今日有勅。遣藏人右中弁経通加一階云々。

(超時光五十八歳)」。これについては、七月二十七日ではなく、

七月二十一日の事として『小右記』に詳細な記事がある。(寛

弘二年(一〇〇五)七月二十一日の条を参照)

61) 要日Ⅱようじつ。古代・中世、朝廷の官制で、出勤日数の算定に当たって、一日で二日分に数えられた日。また、三日分に数えられる最要日があり、これをも含めていうこともある。

『権記』長保三年(一〇〇一)九月十日に「今明勸学院物忌也、然而依要日欲参衛」とある。

62) 其の体綿懨Ⅱそのていめんてつ。明順の病状は重態に見受けられた、の意。「綿懨」は「綿篤」(めんとく)。「綿頓」(めんとん)と同意で、病気が重くなること。

63) 其の病体邪氣の鎮ぎに似て、謬言を陳ぶと云々Ⅱここを『大日本古記録』は、「其病体似邪氣、鎮陳謬言云々」(其の病体邪

氣に似て、鎮(つね)に謬言を陳ぶと云々)と訓み、『史料大成』は、「其病体似邪氣鎮、陳謬言云々」(其の病体邪氣の鎮(ふさ)ぎに似て、謬言を陳ぶと云々)と訓む。今は仮に『史料大成』に従っておく。「邪氣」(じゃき)は、たたり。もののけ。それに依って生ずる病気をいう。

64) 前筑前守(藤原)高規朝臣書状に云ふⅡ大式の高遠はまだ在京。彼が大宰府に向けて河陽(淀川北岸の山崎)を離れるのは五月六日のことである(五月六日の条を参照)。書状中の「貫首」(かんじゅ)は各宗本山や諸大寺の住持の敬称。管主。なお、高規の書状では、惟仲の薨日を三月十五日と報じているが、「公卿補任」は、これを「五月廿(十(紀略))四日於大宰府薨」としている。また、『小右記』寛弘二年四月二十日の条では、実説として、その薨を三月十四日としている。惟仲の薨去に至る病状については、寛弘二年二月八日及び四月二十日の条を参照。

65) 僉議の間頗る班駁の定め有りⅡ政務に於ける評議・衆議の際、横車を押すことが多かった、の意。「班駁」(はんぱく)は「まだら。まじる。純粹でない。乱れる」などの意。惟仲の税政の事は、高規が筑前守時代に聞いていたのである。書状中の「高田の牧云々」については、寛弘二年五月十三日の条を参照。

66 高田牧ニたかだのまき。筑前国に存在した小野宮家の私牧。

その明確な所在地は未詳だが、長和二年（一〇一三）八月七日に高田牧司宗形信遠が実資のもとに豹皮一枚、贄米等を献進している（『小右記』）のをはじめとして、年々、高田牧は小野宮

家に牧駒をはじめ、年貢としての絹米と牧司の別貢の雑物を納めている。別貢物の中には、豹皮、香料、唐綾等の舶載物が交じっていた。高田牧は莊園化した牧であったといえよう。なお寛弘二年（一〇〇五）五月十三日の条を参照。

67 下官宇佐の定めの間、用意無きに依り、為す所と云々ニこの訓読は『史料大成』が、「下官宇佐定間、依無用意、所為云々」と訓むのに従った。筑前守であった高規にとつては、豊前国に在る宇佐宮は所管の外にあるが、宇佐宮の事は九国一円の大事として、その神人の愁訴にかかずらっていたのであろう。そのため自分の領国内に在る高田牧への配慮が足りず、た

めに惟仲の暴挙を防ぎ切れなかった。この書状は、読みようによつては、筑前国に高田牧の私牧を持つ小野宮家一族に対する、前筑前守としての過状ともとれる。なお、『大日本古記録』はこ、を「下官宇佐定間、依無用意所為云々」（下官宇佐の定めの間、用意無き所為に依ると云々）と訓む。

68 怖畏無きに非ずニ礼部（治部卿の唐名）源俊賢には、宇佐八

幡宮の神人の、大宰帥源惟仲の秕政に対する愁訴・告発に當つて、惟仲の肩を持つ言動があつた（寛弘元年七月一日の条を参照）。今、烈しい病悩に逢つて、俊賢は宇佐宮の誅罰を畏怖するところがあるうか、の意。「引汲」（いんぎゅう）については、寛弘二年正月二十五日の条を参照。

69 明日恐るる由左府に申さしむべしニ藤原有信の馬の允任官について、これを配慮して呉れた道長に、恐懼の気持を伝えねばならぬ、の意。翌九日の条参照。有信は資平の輩下でもあつて、馬の允任官のことを父の実資に頼んで来ていたのであろう。

70 梅宮祭ニうめのみやのまつり。京都梅宮大社——現在の右京区梅津フケノ川町に鎮座。仁明天皇以後、天子の「外家神」、橘氏氏神として尊崇されたが、橘氏公卿が絶えた後は、藤原氏の長者が橘氏は定せじょうとして杜司・奉幣等のことを司つた——の例祭。

71 故殿の女御（藤原能子）ニ「藤原能子」（ふじわらのよしこ。？九六四）は醍醐天皇女御で、父は三条右大臣と称された藤原定方。醍醐天皇の崩後、式部卿宮敦実親王と通じ、その仲の絶えた後に、左大臣藤原実頼（故殿）の室となつて頼忠（後の関白・太政大臣）を生んだとされている（『大和物語』一二〇）。実頼の『清慎公集』には、実頼と女御の交わした歌

が多数遺されているゆえ女御が実頼の室となったことは否定し切れない。

(72) 御禊點地ごけいてんち。御禊の場所の選定書。

(73) 率分の下し文りつぶんのかくだしぶんみ。率分とは大蔵省に納入される諸国の貢納物の一〇分の二を割いて大蔵省率分所に別納させて、非常の用に供した制度でこれを正蔵率分と呼んだ。また、特に未進納物に対して、前年までの未進数の一〇分の一を当年分に加えて納入させるのを率分制あるいは率徴制と呼んだ。本条は前者の場合で、その率分について諸国に下した文書。

(74) 塊飯くわいはん（わうばん）。尼君（実資の姉に当たる）に仕える女房たちのために用意した椀に盛った飯。『江家次第』一、供「御菓」調塊飯、居合盤。「塊」とあるから木製ではないのであろう。「尼君の西宅」については、寛弘二年二月十日の条の「町尻殿」を参照。

(75) 所の前駈まへか。ところのぜんく。齋院の御禊の前駈を勤める院の侍所の武官。

(76) 所の前駈一人参り給はざるに依りてよ。依所前駈一人不参給御禊事よ（『大日本古記録』）とある。「給」は、ここでは丁寧語として用いたか、不審。『史料大成』に「依所前駈一人不参、

給御禊事」と訓むのは訓読として不審。

(77) 弁腹の小童へんはらへ観葉くわんえ。『弁』は実資の召人か（寛弘二年二月十日の条の「町尻殿」を参照）。実資の妻妾に關しては、源惟正女と、花山院女御であった婉子女王（式部卿為平親女王）が正室となっていたことが知られるが、婉子の死後は妻帯することとはなかった（『小右記』寛仁元年（一〇一七）七月十一日の条）。ただ、婉子の侍女との間に一女を得ており、彼女は後に権中納言藤原兼頼（一〇一四〜一〇六三）の室となり、その死後は中納言藤原祐家（一〇三六〜一〇八八）と再婚している。実資は兼頼の死後、彼のために諷誦を修したり、彼の隨身、家に装束、馬を贈ったり、また彼の母の病修法の料を贈ったりするなどの心配りを見せているので二人の間に深い関係があったものと思われる。或は「弁」は、この婉子の侍女であり、「小童観葉」はその侍女との間に生まれた女子ではなかったか。なお、「西殿」が前記十四日の条の「西宅」ならば、姉尼君が預かっていた小童を実資の所に寄こしたことになるか。

(78) 警固の事けいご。賀茂祭の時に六衛府が出勤して警固につくことは「内裏式」に見え、上卿が警固を指揮する次第は「北山抄」九に見えている。

(79) 仍なほつて蒙を披ひらく為ために申まをさしむる所ところか。如上の事は文室清忠が

家人（けにん。平安初・中期には、家族的奉仕的性格を持つ従者として主家に仕えた者をいう）であったがゆえに、彼を啓蒙するために、傍らの者を介して言い聞かせたことであった、の意。文末の「か」は「申さしめ」てから、や、時間を経ての記述のために使われた軽い疑問の言葉。

(80) その過差丞相の志に非ざるのみ、その分に過ぎた志は右大臣のお札としてはゆきすぎである。「のみ」は強調。裏を読めば、左大臣に追従したものではないか、の意。

(81) 枇杷殿、びわどの。現在の京都御苑南西部に存した道長の邸。彼の土御門第・東三条第などと並ぶ平安全期を通じての名邸の一つである。この邸は度重なる内裏炎上に際しては里内裏として機能することが多く、寛弘二年（一〇〇五）の内裏焼亡の際には、当時東宮であった三条天皇が移御し、同六年の焼亡の時は一条天皇が遷御した。近衛府使の雅通は、叔父道長の枇杷殿から賀茂祭使に立つのである。

(82) 隨身し侍す、大日本古記録はこゝを「隨身持」と作るが、「隨身持へ持諸本同、今按或侍歟」とある『史料大成』に従った。近衛府使の雅通は給わった御衣を身につけて齋院に、或は賀茂の神前に祇候するのである。

(83) 舍利会の行事、合掛一重を送る、寛弘二年（一〇〇五）四月

七日の条を参照。

(84) 左府牛一雙を志せらると云々、大日本古記録はこゝを「左府被志牛一頭云々」と作るが、「左府被志牛一雙云々」とある『史料大成』に従った。道長は同車した顯光と齊信とにそれぞれ牛一頭を贈るのである。

(85) 思ふ所有るに似たり、齋院の女房に異例の装束を着させたのは、公家におかれては、これは信濃国に於いて、紅花が「去年早損悉以損失」のゆえに貢進のかなわなかった結果である、と衆人に知らせようというご存念があつてのこと、思われた、の意。後の条の「仍為令衆人、令着白色」を参照。

(86) 色替を許さる、紅花一斤の代わりに布一端一丈（勅定では布二端であつた）を以って貢納することを許された。「色替」（しきたい）は、他の品物でその代りとすること。色替納（しきだいのう）とも言う。

(87) 紅花は時有り、これを為すこと如何、紅花は夏に収穫出来るものである。十一月以降の受領の身としては紅花の弁済は前司の分附を得てはじめて可能である。その分附が一斤にも満たないではどう仕様もないではないか、の意。「分附」（ぶんづけ）は、官人の任務交替にあたり、前任者が新任者に事務を引き渡すこと。新任者の立場で言えば、これを「受領」（ずりよ

う」という。

88 事頗る理に乖く、実資の道長批判の言葉である。信濃国の新司藤原佐光が紅花の色替を申請したのを許可したその上に、その代替率までも軽くしている（注記86を参照）、これは藤原氏である新司の肩を持った処置ではないのか、の意。

89 吉田の使よりよしたのつかい。藤原氏の氏社吉田社の祭りに遣わされる公家の祭使。吉田祭は、永延元年（九八七）から大原野祭に准じて、それまでの藤原北家魚名流の中納言山陰一族の私祭から、二季の公祭となっていた。

90 但し頗る見苦しき事等有り、この「見苦しき事等」とは、翌二十四日の記事に見える高遠の両妻の車争いの一件である。これの事後処置は、更に翌二十五日の記事の高遠の消息の中に見える。

91 公卿召・弁官次第の昇晉を補せらるべしと云々、この小除目（臨時の除目）は、結局六月十九日に延期となったが、この時任官の公卿は、藤原忠輔、源経房の二人、弁官は藤原行成等四人で、蔵人頭には源頼定（実資の室の兄弟）が補せられている。又、この時の将曹の補欠を実資は道長に申請している（本二十五日の条）。「弁官次第の昇晉」は、弁官が少中、大弁と次第を追うて昇進すること。「晉」（しん）も「昇」と共に官位がす

すみあがる、の意。なお、寛弘二年（一〇〇五）六月十九日の条を参照。

92 御馬馳せ、おんうまはせ。四月二十二日に、雨のために中止になっていた「雲上の競馬」を今日行なうのである。「毛付文」（けつけぶみ）は貢納された馬の毛色を帳面などに書きつけた文書。

93 或言ふ、「主上より御惱氣有り」と云々、天変怪異を理由に獄囚を免ずということになっているが、真の理由は天皇の御惱にあつたのではないか。これならば臨時の宣旨（これは軽い）よりも赦令（これは重く、天皇や母后などの病気の時に行なわれる）を出すのに近く、それで重犯者を免じたものか。

94 和泉国司（藤原）修政相撲使例の貢相撲を進むるを停めんと申す、和泉国司（主語）——停めんと申す（述語）、相撲使（主語）——進むるを（述語）の、訓読文としては複文の構成。毎年七月に行われる相撲節会に備えて、二・三月頃近衛府より諸国に相撲使を遣わして、相撲人を集めた、それを停止してほしいという申告である。「和泉国司（藤原）修政申、停相撲使進例貢相撲」（『大日本古記録』）、「和泉国司修政申停相撲使進例貢相撲」（『史料大成』）の訓はいずれも従い難い。

95 馬寮競馬の毛付を進む、五月五・六日（五日は左近衛府、六

日は右近衛府)に行われる騎射(うまゆみ)に備えているのである。「毛付」は前出(四月二十五日の条を参照)。

96 播磨の性空聖ニはりまのしょうくうひじり。(?)一〇〇

七)性空は平安左京の出身で、父は従四位下橘善根。28歳の時父を失い、36歳で出家。比叡山の良源に師事し、日向、筑前で修行、後播磨書写山に籠居、この地に円教寺を開いた。以後、性空のもとへの花山法皇の二度の御幸、また具平親王、僧源信、藤原行成、和泉式部、遊女宮木など多様な階層の人々の参詣や詩歌の贈答が知られている。和泉式部の、聖との贈答歌「暗きより暗き道にぞ入りぬべき遙に照らせ山のはの月」〔拾遺〕一三四二は、あまりにも有名である。道長も、翌四日の記事の如く、篤く性空に帰依した一人であった。

97 千部仁王経を供養すニせんぶにおうきようをくようす。千部経供養。祈願や追善・報恩のために一〇〇〇部の経典を誦誦する法会。

98 僧綱数を加へニ僧官が多数であった、それゆえ、の意。「僧綱」(そうこう)は僧正・僧都・律師などの僧官。

99 不断法華経ニふだんのほけきよう。不断経。冥福追善などのために、一七日(ひとなぬか)または三七日(みなぬか)の間と定めて、間断なく経を誦誦すること。

以後、注記番号は100を越えるので、改めて注記(1)から始めるものとする。

- (1) 三十講ニさんじつこう。三十座の講会の意で、三十座に分けて経論を講ずることをいう。一般には、法華経一部二十八品の前後にその開経たる無量義経一卷と結経たる普賢観経一卷を加え、一会に一品一卷ずつを講じる法華三十講をいう。法華三十講はもと比叡山に於いて始められたが、平安中期以降は貴族によつても主催されるようになり、その最初にはじめてのが道長で、37歳から薨する前年の61歳まで毎年欠かさず行われ(主として、本条の通り五月)、それぞれの講会に要した日数は最長が30日、最短の場合でも16日であった。
- (2) 件の勘文に依りニこれについては、や、不審であるが、「件の勘文」とあるのは、直前の「須く不射の交名(きょうみやう)みよう。多くの人の名を列記した文書。連名書。散状)を(手結に)注し、其の所(その所属の左近衛府又は右近衛府)の官人署しり大将に覽せ、手結に加へ継ぎ、印を捺さしむべし」とある、その文書を指したものが。
- (3) 馬走の水ニうまばしりのみず。「馬走」は、直線の馬場の馬出から馬駐うまどまでの距離をいう。こ、は広く、馬場の意で、馬場に降った雨水をいう。

- (4) 須く答報に随ひて進止すべし。今日の右近衛府の騎射実施については、「馬走水盈溢、不可騎射」或は「日已及昏時」のいづれにしろ、右近衛大将の實資の決定に従う積りだ、の意。
- (5) 職事の人々しきじのひと。「職事」は、天皇直屬の藏人所を構成する職員中、その主体をなす藏人頭・五位藏人・六位藏人を総稱して言ったもの。これに対して、見習い程度の非藏人を「非職」と言った。
- (6) 人に異なるの由を知らしめんが為、召さしむる所なり。職事は天皇に直屬する官ゆえ他の官人とは違うのだということを広く知らせるために、藏人同志が互いに示し合わせて召させたのである、の意。然し、騎射は近衛府の重要行事であり、朝廷でもその事を良くご存知の事として、實資は、この或者の言葉を否定し、現今の職事の恣意的な言動を非難している。
- (7) 亡室（源惟正女）の遠忌。惟正女については注記⑦を参照。
- (8) 賑給文。しんごうのふみ。「賑給」は毎年五月、京中の難民に米塩を賜った公事。もと全国に行われたが、朝政が衰えるに及んで、京中に限られるようになった。大臣が陣について指揮し、檢非違使を各条里に派遣して給与したという。その公事に關して奏上する文書。

- (9) 明日左府騎射三已上手の者を召す有り。『大日本古記録』はこゝを「明日左府有召、騎射三已上手者」とあるが、「明日左府有召騎射三已上手者」と訓む『史料大成』に従った。「三已上手の者」は、騎射に於ける三手以上の手足れ（手練）の者。手足れの者は右近衛府の官人だけでなく、左近衛府からも召し出そうとしているという、道長のこの行事への言及は、騎射を公の行事として表に出すなら、道長批判の言葉となる。
- (10) 尋問せしむるの間。『大日本古記録』は「令尋伺之間」とあるが、「令尋問之間」とある『史料大成』に従う。惟仲が薨じた後、その秕政を朝廷に「言上」した牧司の訴えを受けて、春利が惟仲に代つて出頭をした、それに対して惟仲の悪政の事を尋問するのである。
- (11) 国符を取り健児に持たしめ。『国符』（こくぶ）は国司からの發給文書（今の場合は、春利の捜査・逮捕の許可状の如きものか）を取り、それを健児（こんでい。兵部省に属し、諸国の兵庫、国府などを守備した兵士）に持たせて、春利の追捕に向かわせるのである。
- (12) 過状並びに日記、雜物を申す弁文。『過状』（かじょう）、『日記』、『雜物を申す弁文』は、それぞれ、被告春利の過怠をわびる書状、また、事件勘申の調書、さらに、原告牧司の被害

届の如きものか。前記の「厩」(うまや)は拘置所の類か。

(13) 定め事無きに似たる、何事ぞや。ただ人の費えを取るのみ

近衛府官人を使つての騎射といい、道長邸の馬を使つての競馬、

また八的といい、更には一種物、そして作文、それも徹宵して

——この日は庚申待(庚申会・庚申祭)——その夜は帝釈天を祭

る。同条の「請僧」はそれで呼ばれている)であつた——まだ

終らないという、金や時間を浪費するばかりの誠に勝手放題の

やり方である、の意。割注として処理したこの条は、原典では

本文の行間に書かれている。実資の、道長の所行に対する露な

批判のみえるところである。

(14) 七八人の上達部を以つてと号す。道長或は道長の取り巻き

に対する、実資の揶揄の口吻が感じられるところである。「右

衛門督」は藤原齊信(ふじわらのただのぶ。九六七—一〇三

五)で、公任・行成・俊賢と並び「寛弘の四納言」と称され、

道長の恪勤として知られていた。

(15) 亡室の遠忌。亡室は婉子女王(つやこじょおう。九七二

—九九八。村上天皇皇子為平親王女。母は源高明女。花山天皇

女御。後、実資の室となる)か。但し、婉子女王の卒去の時は、

長徳四年の九月である。明日これを為すこと如何。これは翌十八日の条に出る

「東北院の事」で、実資の祖父実頼の忌日法要を指す。「東北

院」は洛東法性寺(山城国紀伊郡内、現在の京都市東山区本町

に在り、左大臣藤原忠平の建立した寺)内の子院。忠平の子実

頼が天禄元年(九七〇)に薨去した時、その遺体が安置された

寺院で、法性寺の東北に位置したゆえ東北院と呼ばれたが、創

建も恐らく実頼の手になり、以降小野宮流の寺院となつた。実

資は、祖父実頼や父齊敏の忌日に、度々当院で法要を行つてい

る。この年の梅雨で降り続く雨に賀茂川を渡ることが難しく、

法要の執行を危ぶんだ院源が実資の所にその執行の可否を尋ね

て来たのである。

(17) 法性寺の先の朱雀院の御堂。法性寺を創建した忠平は、朱雀

院(第61代の天皇。九三〇—九四五御在位)の在位を通して、

摂政・関白をつとめて来たが、院はその忠平創建の法性寺に御

願堂二棟を建て、御願寺とした。まだ完成をみていないという

御堂は、この御願寺であろう。

(18) 齋食余の前。「前」は「膳」で食物の意か。後の六月七日の

条に「講師の前の物へ折敷十二枚。打敷を加ふ。屯食一具。大

破子二荷へ送らしむ」などとある。この「齋食」に加えて、実

資は、自分だけの為に特別食を作らせたのだろうか。「殊に又

十二合の外なり。仍つて十二合(僧のお齋料か)を食せず」

とある。

19 東宮Ⅱとうぐう。寛和二年（九八六）立太子の居貞親王（いやさだしんのう。九七六―一〇一七）。次の二十日の条に、その御悩のことが伝えられている「冷泉院」（れいぜいいん。九五〇―一〇一一。第63代の天皇）の第二皇子。母は藤原兼家の女の超子。後の第67代三条天皇である。

20 大武の内房の類船（人多く溺死すと云々Ⅱ）これも降り続く梅雨の被害か。「内房」（ないぼう）は四月二十四日に「車論」のことが伝えられた高遠の妻である。

21 午の終りの剋ばかり暴雨大雷。なかんずく三箇度極めて猛しく参内すⅡ雷鳴陣（かんなりのじん）である。雷鳴三度以上大声の時、左右近衛府の大将・中将・少将が弓箭を帯して清涼殿の孫廂に祇候し、弦打をして天皇を守護し、将監以下は蓑笠を着て、紫宸殿の南階を挟んで前庭に陣を組んで警護をした。が本条を見ると決められた通りにはゆかなかつたようである。後の条の「尹中納言（時光）」の「尹」は弾正尹（だんじょうのいん）で、弾正台——京内の非違を糾弾し、官人の綱紀肅正をつかさどる役所——の長官。

22 乗燭に臨んで事了んぬⅡ「事」は「堅義」（りゆうぎ）で、これは本来、南都北嶺大寺で行われた学僧課試の法で、これに

通った者は、満位に叙されるとともに、順次諸国の読師・講師に任せられた。これを道長邸の法華三十講の講会の座を借りて行なったのである。「堅義」では、受験者である堅者以外に探題・問者（難者）・精義（証義）・注記・会始・会行事等の諸役があり、なかでも10題の問題を選択して最終合否を決定する探題、堅者を問難する問者、堅者の個々の解答を判定する精義は重要な役目であった。今は、天台（北嶺）の教円と興福寺（南都）の経救が堅者（受験生・解答者）となり、探題は二人、問者は各五人で行なわれている。天台の北嶺側の問者の間に南都の経救は三つを正解、一つを不正解、一つは正・不正の判定に至らぬ結果を出している。「法相」は法相宗（興福寺）で南都側の問者であり、この問者の間に北嶺の教円は、四つを正解し、一つは正解・不正解の判定に至らぬ解答をしている。

23 飲食例ならずⅡ道長の病悩の記事は、寛弘二年（一〇〇五）に入つては初めてである。前年の、同じように夏の季節、七月初旬の罹病とは、今回の病状は違うようである。今回は二日間病臥で治癒しているが、今回は長く六月九日まで一週間に及んでいる。寛弘元年（一〇〇四）七月三日の条及び寛弘二年（一〇〇五）六月九日の条を参照。

24 其の事真言の供養を用ふⅡ「其の事」は「行道」（ぎょうどう）

う。法会の時、衆僧が列を組んで読経しつつ仏堂や仏像の周囲を右まわりに巡り歩くこと」を「三匝」（さんそう。みめぐり。

三周）すること。其の事は真言の供養法に従った、の意。

(25) 法師等十弟子の祿を執る。追被けなり二『大日本古記録』は「法師等執十弟子祿追被也」とあるが、『史料大成』の「法師等執十弟子祿、追被也」の訓に従った。

(26) 喜悅申し侍り二『大日本古記録』は「貴悦申侍」とあるが、『史料大成』の「貴悦申侍、○貴或喜歎」とあるのに従った。

(27) 中院二ちゅういん。内裏武徳門の西、真言院の東に位置し、正式には中和院（ちゅうかいん）と称し、また神今食院（じんごんじきいん）とも言われた。毎年六月と十二月の月次祭の夜に、この中院の神嘉殿に於いて、天皇親祭の神今食祭が行われた。（寛政二年（一〇〇五）十一月二十一日の奉書）

(28) 今日公卿召と云々二これは四月二十五日に延引となっていたものである。

(29) 絹一疋を送る。信濃布三端、これ仕人の料なり二『大日本古記録』は「送絹一疋・信濃布三端、是仕人料也」とあるが、「送絹一疋、信濃布三端、是仕人料也」と訓む『史料大成』に従った。

(30) 他の布一端を加へ四端を給し了んぬ二小舎人の祿物として、

実資から「絹一疋」を送られた時、同時に仕人の料として「信濃布三端」を送ってもらった。それに他の布一端を加え四端にして仕人に支給しました、の意。

(31) 但し返送の後布二端を送る二仕人の料は「近代は五端」という頼定の言葉で、実資は都合五端の信濃布を送ったのだが、頼定は近代の例に拠らず舊例に依る支給をした。それで実資が後から送った分二端は余分となった。それを頼定は「返送」して来たのだが、それを受けて実資は、頼定にまたの入り用もあるかと考えて布二端を新しく送ることとしたのである。

(32) 結政二かたなし。太政官の政務執行上の一過程。聴政の前に内外諸司からの申文を類別してそれごとく結びかためておき、「かたなし」は結びかためる、一括する意。結政当日、大弁以下の弁官が一応これを一々披見し、史が再びこれを結びかためておく。官結政は、外記庁（太政官候庁）の南に連なる結政所のうちの弁官の結政所で、また外記結政は、その西に隣接する外記の結政所で行われ、次いで行われる官政または外記政にこれを提出した。実資の縁辺である、新任の頭中将頼定が、実資の甥で、これも新任である右中弁経通の仕事始めの事を知らせて来たのである。

(33) 敷政門二ふせいもん。新任の者の動向が、逐一実資の許に知

らされて来る。「敷政門」は、平安宮内裏の東側の宜陽殿と綾綺殿の間にある門で、この門は陣座と至近であったが、着陣の時などこの門を通れるのは大臣で、納言以下は綾綺殿の北の和(化)徳門を用いることになっていた。

(34) 内府彼の宅に渡り給ふと云々内府藤原公季は右近権中将蔵人頭藤原実成の実父である。藤原実成(ふじわらのさねなり)。

九七五(一〇四四)の母は三品兵部卿有明親王女で、室に播磨守藤原陳政(寛弘二年(一〇〇五)十二月二十一日の条を参照)の女がおり、公成を儲ける。長保六年(一〇〇四)蔵人頭、寛弘五年(一〇〇八)参議となり、中納言に至る。

(35) 其の用意有りといへり「其の」は陣申文(じんのもうしぶみ)である。「陣申文」は、陣座で取り扱われた諸司や諸国・諸人からの申請文書を指すと同時に、それらを処理する政務執行の一形式をいう。陣座に着いた上卿が弁官の準備した申文を検討し上奏の要否を判断し、そのまま宣下して差し支えないものは大弁に加署させて官符を作成、処理し切れない案件は陣定に付されたものと思われる。

(36) 近江国と云々齋宮の申請分は近江国の弁進するところである、の意。

(37) 法興院はこいん。平安京外の東京極大路東、二条末北に一

町を占めた寺院。撰関兼家が盛明親王より買得新造して本邸となし東二条院と呼んでいた邸を、正暦元年(九九〇)五月八日、出家するに及んで寺院とし法興院と号するに至ったもの。兼家は出家の二ヶ月後、此処で没することになる。

(38) 六月祓のみなつきはらえ。六月晦日に行われる祓の一つで、祓具として特に菅貫を用いるもの。夏越祓(なごしのはらえ)ともいう。中臣祓詞の読誦、人形の一撫一吻など禊祓一般の次第を基調として、菅貫の儀を加える。菅貫は茅輪ともいい、茅管麻などを輪形にして紙で巻いたものを、願主の頭上より身下に後さまに抜き、祓い終わって刀で切断して人形などととも川に流す。本条は諸官衞の祓(今は左衛門府)である。今回の執行者は不明であるが、禊祓の行事のあと饗の事が行われたようである。なお六月祓は臣下に於いても個人的にこれを行うようになったのは、後の六月三十日の記事の通りである。

(39) 相俱に会合すは検非違使の官人、右衛門府の官人、そして允亮と三者相俱に会合し、番長二人を召し捕り、別件(美服へ細布か「細布」(さいふ)は、細かい糸で織った緻密な布)を着るに依る)で罰することとした。「付繩決答」(ふじょうけち)は、縄で縛って答打つ刑。

(40) 左少将忠経は新任の饗なり「左少将(藤原)忠経」(ふじ

わらのただつね。？一〇一四)は、中関白道隆男の藤原道頼(ふじわらのみちより。九七一〜九九五)男。右兵衛権佐、左近衛少将、藏人等を歴任し、従四位下左馬頭となる。父の道頼は長徳元年(九九五)25歳の若さで薨去しており、父の死後は、父の叔父に当たる左大臣道長の庇護下にあつたと思われる。本条の通り、忠経が左近衛少将に任ぜられた時、道長は同日右兵衛権佐に任ぜられた男の頼宗とともに二人の新任の饗を自宅で営んでいるところからも、その庇護の程が察せられるのである。

(41) 仍つて施入する所なり||寛弘二年五月十七日の条を参照。

(42) 左頭(源頼定)件の案内を問送するも、对答を略す||その問答については省記しているが、この度の学生試はその受験生が全員御書所衆を所望しているという異例のもので、左頭の頼定が実資の所にその扱いについて聞いて来たのである。

「御書所」(ごしよどころ)については、一般に、宮中の書物を管理する所を御書所(場所は内裏外郭北で朔平門の西に位置する式乾門(しきけんもん)の東腋にあつた)、天皇の書物を保管する所を内御書所(場所は承香殿片廂にあつた)とするが、実際にはその区別がはっきりしない。職員には、別当・預・覆勘・開闔、衆、寄人、候人等があつた。因みに延喜五年(九〇五)「古今和歌集」撰進当時の貫之は御書所預であつた。

(43) 秋叢の露珮を作す||秋叢におく露は珮に似て連なりきらめく。

「珮」(はい)はおびだま。腰にさげる玉。この御題にこたえ及第して御書所衆に補されたものは、大中臣奉親以下の四名の者であつた。

(44) 「明日右大将献すべし」といへり||「史料大成」は、この条を衍文力と傍注している。

(45) 出居||でい。これには近衛の将・佐をあて、相撲の節会の式場に於いて勝負を審判する。

(46) 印鑑を請ひ取り||印鑑を前任者から請け取つて廳務の引きつぎをする。「印鑑」(いんいつ)は、大弔の印と鍵。

(47) 神宝行事の官人||式内社(しきないしゃ)。延喜式の神名帳に記載されている神社。石清水八幡宮などに参詣する官人。

(48) 相撲の内取を始むるに||相撲は「召仰せ」(七月中旬、天皇の勅を上卿が奉じて、左右近衛の次将及び装束司の弁を召し、相撲の節を行うことを命じ、装束などの準備を始める)に次いで「内取」(うちとり)の儀という稽古に入る。内取には御前の内取と府の内取とがあるが、左右近衛府が相撲所を開設して相撲の練習、予行演習を行うのが府の内取である。

(49) 相撲の御装束の事、先日装束使に仰すべきの由||こ、は、「相撲御装束事、先日可侍(不審の意、稿者注)仰装束使之

由」と訓む「史料大成」に従った。

50 大安寺の別当を定め申すⅡ「大安寺」(だいあんじ)は、大和平城京内、現在の奈良市大安寺町に所在する真言宗の寺院。

南都七大寺の一つで、当寺を本拠とする三論宗の一派は大安寺流と称された。寺域は平城京内の左京六条四坊から七条四坊にまたがり、巨大な伽藍が建ち並んでいたが、平安時代に入つて寛弘二年(一〇〇五)の現時点までに、延喜十一年(九一一)、火災に依る講堂、僧房の消失、天曆三年(九四九)、雷火に依る西塔の消失などの経過を経ていた。大安寺別当に定められた扶公については寛弘二年(一〇〇五)正月九日の条及び注記49を参照。

51 上三人へ法橋扶公・大威儀師延源・定堪を定むⅡ大安寺の別当にあてる上位三人の候補者を定めたのである。

52 維摩会の講師への請書Ⅱ興福寺の蓮聖が去年の九月に提出してあつた興福寺の維摩会講師を勤める旨の承諾書。

53 左金吾表の案送らるⅡ同じ二十一日の後の条にある通り、公任が、上ることになる上表文「請停中納言」の原案に目を通すことを実資に依頼して来たのである。公任の上表について、その前後の経緯については、寛弘二年四月二日の条及び注記60を参照。

54 殊に勅授を給ふと云々Ⅱ伊周は着陣の上に、勅授帯劔のことを聽されたのである。これを拝受した伊周を世人は、厚顔無恥の人(罪を犯し、出家もしている身でありながら)として非難をしている。

55 悦び乍ら事の由を達すⅡ上表文の案をみてやった実資が、左頭中将(源頼定)から知らされた吉報を公任の許に通達したのである。

56 件の纏頭の事々禄有るの由Ⅱ公任から勅使の経通に与えられた纏頭(被け物)は、察するに両度にわたる公任の上表文に対する勅命の使いとなって呉れた(上表文は二度提出することに対しての禄であつたのだ、)の意。

57 先日の恥Ⅱ中納言公任は、権中納言齊信に越階されて、その恥辱のため寛弘元年(一〇〇四)十一月以降長谷寺に籠っていた、そのこと。寛弘二年四月二日の条及び注記60を参照。

58 権中納言Ⅱ寛弘二年七月のこの時点に於ける権中納言は、藤原齊信、源俊賢、藤原隆家、同忠輔の四人であるが、本条の権中納言は、この度の公任の一件に係わりのあつた齊信であろうか。

59 式を存(たも)つⅡ「式」は形式。そういう仕来り・慣例を保っている、と実資は注した。右近衛大将としての自恃の言葉

である。

60 これより先主上南殿に出御す。節会の当日は天皇が紫宸殿または武徳殿に出御し、南殿で行われる相撲を観覧する。本条は節会の第二日目であるが、天皇の出御は第一日目と同じである。

相撲節会は二日にわたるが、節会のある七月が大の月の場合、第一日目の「召合」（20番または17番行われる）は、28日に、第二日目の「拔出」（抜取。前日の相撲人の中から優秀な者を選んで相撲をさせる）と「追相撲」（白丁または衛府の舍人などをして相撲させる）は29日に行い、七月が小の月の場合はそれ、27日と28日に行われる。寛弘二年（一〇〇五）の七月は大の月なので、29日の本条は「拔出」と「追相撲」が行なわれている。

61 中宮の御在所、四間の先に鋪くなり、道長の意見に対する実資の注記である。中宮の御在所は天皇の右側（西方）、それと隔てて青宮の座は天皇の左側（東方）の四間先に敷くものである、の意。

62 帥已次の公卿座に参り着く。こゝを「大日本古記録」は「帥已〇次参□着座」とあるが、「帥已次公卿参着座」と作る「史料大成」に従った。

63 次いで左、為男、追相撲の方は5番行われているが、抜取は

「楽有るの年は二番を過ぎず」とある。その二番とも実資側の右の勝となった。

64 相撲未だ了らざる間、通奏す。追相撲をまだ取り了っていないのに左方、右方ともに乱声を発して次々に楽を奏して行った。「乱声」については、寛弘二年（一〇〇五）正月十八日の条及び、注記65を参照。また「通奏」はかわるがわる次々に楽を奏すること。「通」は「かわるがわる。つきからつきへと送り伝える」の意。乱声は、相撲を取り了って発するものであり、また「左右乱声する」のは、持の場合である。こゝは二番とも右方が勝っているゆえ、「左右乱声」はおかしい。

65 右大臣簾中に候するも、案内を知らず、「簾中」に敬意の接頭辞を欠くのは不審。或は顯光の不可解な行動ばかりを意識した結果のゆえか。顯光は近衛の中将が禄を取り出す今、簾下より立って、御簾の中に入り込んでいる。その行動は不可解である、の意。

66 諸卿禄を近衛に給ふ。近衛、退出す。『大日本古記録』は「諸卿給禄、進出□出桜樹下拜舞、…退出」とあるが、「諸卿給禄近衛、々々出桜樹下拜舞、…退出」と作る「史料大成」に従った。

67 垣代、かいしろ。かきしろ。青海波の舞樂の時、庭に立ち並

義者のほか講師一〇人、聴衆一〇人に任ぜられた。講会では本尊の釈迦、脇侍の毘沙門・吉祥二天のほか四天王像を安置し、毎日二巻ずつについて朝夕二座で講師・問者を充てて講説・問答を行ったが、その際「聴衆」が問者となり、問者の質問に応答する「証義者（堅者）の答弁内容を判定する学僧を、証義（証義者）あるいは精義と言った。「証義」「証義」については注記(72)を参照。

(73) 出居座し、||「出居」(でい)は、朝廷で行われる儀式の時、種々の役務や威儀のために臨時に設ける座で、出居座ともいう。また、この座に着いて事を行う人をもいい、本条は後者の場合であるが、出居の座は、本条のように行事が清涼殿で行われる場合、南廊小板敷の壁下の座が充てられた。

(74) 行事所廻りに依り、……を行ふ||今回の仁王会は臨時の仁王会であるが、「行事所」は、その仁王会を催すに当って、それを行事するために設けられた場所で、その場所を検分して廻る。その検分の役務に当った五僧に祿(供)を給するのである。

(75) 此の間||東宮(注記(74)を参照)の御悩の案内を伺いに、実資が西雅院に赴いている間。

(76) 上卿南殿に候すべく||紫宸殿に於いても仁王会の法会は催されてきた。それに列席するのである。

(77) 修明門||しゅうめいもん。平安宮の内裏外郭の南西隅にある門。これを東に行くと、外郭南門の建礼門に至り、これより北にとると、右兵衛陣の所在する内郭西面中央の陰明門(おんめいもん)が在る。左大臣以下大極殿より、修明・陰明の諸門を経て清涼殿に至り、そこでの仁王会の法会に列するのである。

(78) 次々の人々次第に前を経て加はり立つ||弁以下の官人たちが順次に、実資ら卿相の前を通って、右兵衛陣の前(最末の参議の北)に加わり立つのである。

(79) 余次いで直揖して入り||私は上首の大臣(左大臣)に次いで、直揖(ちよくゆう)。動作を起す前の揖。「揖」は、笏をとり、上体を少し前に屈して敬意を表すこと。拝に次ぐ礼)して、諸卿の前を通って陰明門に入る、の意。

(80) 饗を擬せしむる||大宰府から言上であった、宋人の本朝滞在の事について評定する、その定めの際に着くために、仗座で行われていた饗宴を道長が行成に命じて適宜に処置させるのである。

(81) 右大臣初め定め申す旨相異なり、…奇とすべきなり||顯光は、年紀を定めぬ宋人の本朝滞在を否とするために表面は同意しておきながら、内心は疑義を持っていた。それで改めて大宰府へ下達の定文を書く今の段になって、道長のために疑問を呈す

るのは評定の次第として納得のゆかない態度である、の意。

⑧ 諸卿ただ道理を申すのみ 実資以下の諸卿は、宋人は年紀を定めて来るべき由の、既に大宰府に下達済みの太政官符の道理を主張することに終始した。これに対し、顯光以下の二・三の卿相は、宋人を安置して、これとの交易のことを是認し、道長もまた評定の経緯とは別に、宋人安置の内意を持つかに見えたのである。

〔後記〕

本稿は、古日記輪読会の成果の第三編の中に入るもので、小右記の寛弘二年（一〇〇五）四月から八月まで、それは記者小野宮右大臣藤原実資の四十九歳の初夏から仲秋にかけての五ヵ月間に相当する、その間の日記の訓読である。

『小右記訓読稿』（長徳元（九九五）・二年（九九六）の二年間の訓読）、『小右記訓読稿続編』（長徳三（九九七）・五年（九九九）の二年間の訓読。なお、『大日本古記録』のテキストでは、長徳四年一年間と、長保二年（一〇〇〇）から長保五年（一〇〇三）までの四年間の記事は、これを欠いている）に続く第三編の最初は、寛弘元年（一〇〇四）の七月と寛弘二年（一〇〇五）の正月から三月までの四ヵ月間を訓読して、前号の紀要に発表した。

本稿は、その続稿である。従つて訓読の注記番号は、寛弘二年三月に継続するものとした。

前稿同様、大方の御批正をお願いする次第である。

① 大宰府に下達済みの太政官符の道理を主張することに終始した。これに対し、顯光以下の二・三の卿相は、宋人を安置して、これとの交易のことを是認し、道長もまた評定の経緯とは別に、宋人安置の内意を持つかに見えたのである。

② 諸卿ただ道理を申すのみ 実資以下の諸卿は、宋人は年紀を定めて来るべき由の、既に大宰府に下達済みの太政官符の道理を主張することに終始した。これに対し、顯光以下の二・三の卿相は、宋人を安置して、これとの交易のことを是認し、道長もまた評定の経緯とは別に、宋人安置の内意を持つかに見えたのである。

③ 諸卿ただ道理を申すのみ 実資以下の諸卿は、宋人は年紀を定めて来るべき由の、既に大宰府に下達済みの太政官符の道理を主張することに終始した。これに対し、顯光以下の二・三の卿相は、宋人を安置して、これとの交易のことを是認し、道長もまた評定の経緯とは別に、宋人安置の内意を持つかに見えたのである。

④ 諸卿ただ道理を申すのみ 実資以下の諸卿は、宋人は年紀を定めて来るべき由の、既に大宰府に下達済みの太政官符の道理を主張することに終始した。これに対し、顯光以下の二・三の卿相は、宋人を安置して、これとの交易のことを是認し、道長もまた評定の経緯とは別に、宋人安置の内意を持つかに見えたのである。

⑤ 諸卿ただ道理を申すのみ 実資以下の諸卿は、宋人は年紀を定めて来るべき由の、既に大宰府に下達済みの太政官符の道理を主張することに終始した。これに対し、顯光以下の二・三の卿相は、宋人を安置して、これとの交易のことを是認し、道長もまた評定の経緯とは別に、宋人安置の内意を持つかに見えたのである。

⑥ 諸卿ただ道理を申すのみ 実資以下の諸卿は、宋人は年紀を定めて来るべき由の、既に大宰府に下達済みの太政官符の道理を主張することに終始した。これに対し、顯光以下の二・三の卿相は、宋人を安置して、これとの交易のことを是認し、道長もまた評定の経緯とは別に、宋人安置の内意を持つかに見えたのである。

⑦ 諸卿ただ道理を申すのみ 実資以下の諸卿は、宋人は年紀を定めて来るべき由の、既に大宰府に下達済みの太政官符の道理を主張することに終始した。これに対し、顯光以下の二・三の卿相は、宋人を安置して、これとの交易のことを是認し、道長もまた評定の経緯とは別に、宋人安置の内意を持つかに見えたのである。

⑧ 諸卿ただ道理を申すのみ 実資以下の諸卿は、宋人は年紀を定めて来るべき由の、既に大宰府に下達済みの太政官符の道理を主張することに終始した。これに対し、顯光以下の二・三の卿相は、宋人を安置して、これとの交易のことを是認し、道長もまた評定の経緯とは別に、宋人安置の内意を持つかに見えたのである。

⑨ 諸卿ただ道理を申すのみ 実資以下の諸卿は、宋人は年紀を定めて来るべき由の、既に大宰府に下達済みの太政官符の道理を主張することに終始した。これに対し、顯光以下の二・三の卿相は、宋人を安置して、これとの交易のことを是認し、道長もまた評定の経緯とは別に、宋人安置の内意を持つかに見えたのである。

The Third Volume of the Japanese Reading of *Shoyuki* (Continued)

Terumi Matsubara

This is the second part of the third volume of a research product by a circle of people interested in reading ancient journals. This research presents the Japanese reading of the part of the *Shoyuki* Diary, which covers five months from April through August in the second year of kanko (1005). The period corresponds to the early summer through the middle autumn by the lunar calendar. The writer, Minister of the Right Sanesuke Fujiwarano in Ononomiya, was then forty-nine years old.

In the first part of the third volume, published in the previous *Research Bulletin of Takamatsu University*, we presented the Japanese reading of *Shoyuki* covering July, in the first year of Kanko (1004), and January through March in the second year of Kanko (1005).

Any comments on this research are quite welcome.

高松大学紀要
第 29 号

平成10年3月5日 印刷
平成10年3月10日 発行

編集発行 高松大学
高松短期大学
〒761-0194 高松市春日町960番地
TEL (087) 841-3255
FAX (087) 841-3064

印刷 株式会社 美巧社
高松市多賀町1-8-10
TEL (087) 833-5811